特集／日本の労働安全衛生

労働安全衛生をめぐる状況 2021年→2022年

1　労働災害・職業病の発生状況 …… 2
2　労働安全衛生対策 …… 8
3　化学物質対策等 …… 11
4　労災補償対策 …… 13
5　労働災害・職業病の統計データ …… 16

統計資料 …… 20

2021年度労働基準行政関係通達等 …… 55

安全センター情報2021年度目次 …… 74

全国安全センター規約・規定 …… 83

全国安全センター第33回総会議案

第1号議案　活動報告と方針案 …… 66
第2号議案　2021年度収支決算案 …… 70
第3号議案　2022年度収支予算案 …… 72
第4号議案　2022年度役員体制案 …… 73

表紙写真/アスベスト被害救済を打ち切るな！全国一斉緊急ホットライン（2022.3.18-20）

労働安全衛生をめぐる状況
2021年→2022年

1. 労働災害・職業病の発生状況等

● 労災保険新規受給者

労災保険新規受給者数は、2009年度の534,623人を底にして増加傾向に転じ、2018・19年度には約25年前のレベルにまで戻ってしまった。2020年度は653,355人で前年度比5%の減少となった。

2020年度の労災保険新規受給者についてみると、業務災害574,318人（87.9%）、通勤災害79,037人（12.1%）で合計653,355人（100%）。その発生年度別内訳は、2020年度488,042人（74.7%）、2019年度161,001人（24.6%）、2018年度3,210人（0.5%）、2017年度667人（0.1%）、2016年度124人、2015年度以前311人、となっている。

● 死亡災害

2021年5月30日に、事業主の届け出た労働者死傷病報告を暦年単位で集計した「令和3［2021］年の労働災害［死亡災害と休業4日以上の死傷災害］発生状況」が公表されているが、死亡災害は、2015年以降は1,000人を下回る状況が継続し、2018年909人、2019年845人、2020年802人と3年連続で最低記録を更新した後、2021年は867人と、前年と比較して65人、8.1%の増加に転じた。

ただし、新型コロナウイルス感染症によるものが、2020年18人から2021年89人へと、前年と比較して71人、3.94倍と大幅に増加したことが主な原因と考えられる。これを除く死亡災害でみると、2020年784人、2021年796人で、いずれも800人を下回り、前年と比較して12人、1.5%の増加にとどまっている。

死亡原因別では、新型コロナウイルス感染症が含まれると思われる「その他」が、2020年41件から2021年113件へと72件の増加。2021年の業種別では保健衛生業がもっとも多く28人（うち社会福祉施設25人）で、陸上貨物運送業16人、建設業15人、交通運輸業12人と続いている。

その他の死亡原因で2020年から2021年に増加したのは、「墜落・転落」26人、「はさまれ・巻き込まれ」9人、「激突され」8人の順であった。

2018年2月に策定された第13次労働災害防止計画は「2017年と比較して2022年までに15%以上減少」という目標を掲げた。2017年の死亡災害は978人なので、831人以下が目標である。

なお、厚生労働省「職場のあんぜんサイト」の「労働災害統計」に、2013（後半年）～2021年分について、「建設業の一人親方等の死亡災害発生状況」が掲載されているが、年64～103件で推移している。

● 死傷災害

休業4日以上の死傷災害は、2010年の105,718人を底に微増傾向にあり、2018年127,329人、2019年125,611人、2020年131,156人、2021年は149,918人で、前年と比較して14.3%の増加であった。

ただし、新型コロナウイルス感染症によるものが、2020年6,041人（4.6%）、2021年19,332人（12.1%）あり、両年の対前年比増加5,545人と18,762人が主な原因である。これを除く死傷災害でみると、2020年125,115人、2021年130,586人で、前年と比較して5,471人、4.4%の増加である。

労働災害・職業病の推移

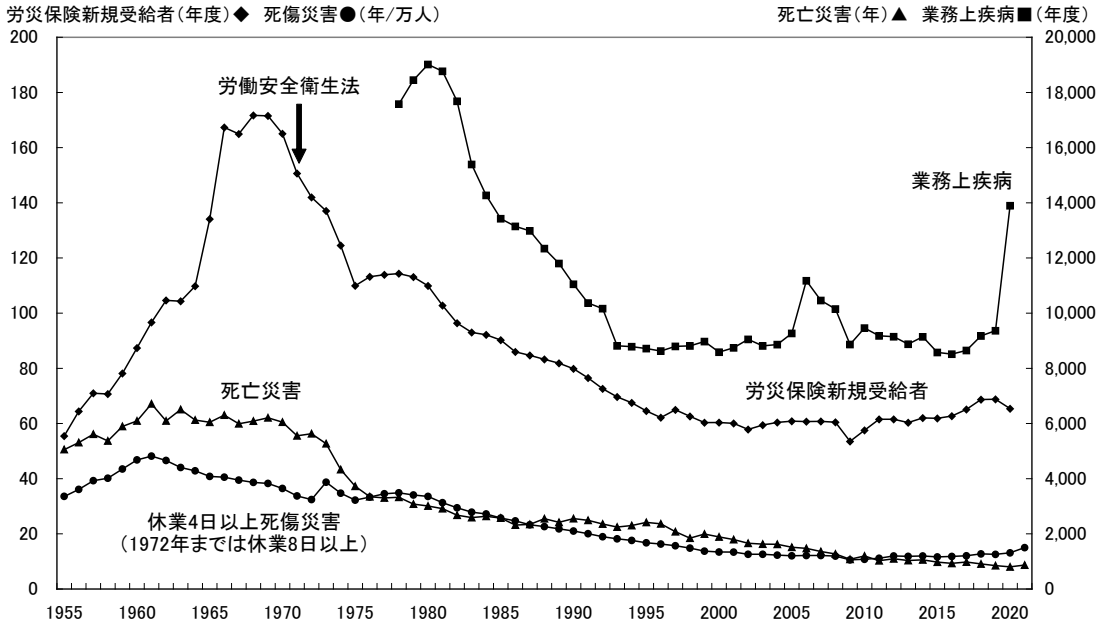

新型コロナウイルス感染症では、保健衛生業の占める割合が死亡災害の場合よりも高い。

新型コロナウイルス感染症を除くと、とくに死傷者数が最多の「転倒」（前年比2,743人、8.9%増）、腰痛等の「動作の反動・無理な動作」（同1,656人、8.7%増）で大きく増加した。

第13次労働災害防止計画は「2017年と比較して2022年までに5%以上減少」という目標を掲げており、2017年の死傷災害は120,460人なので、114,437人以下が目標であるが、新型コロナウイルス感染症を除いても難しそうな状況である。

厚生労働省による前年の労働災害発生状況公表に当たっては、2009年から「派遣労働者の労働災害発生状況」、2013年から「外国人労働者の労働災害発生状況」、2021年から「高年齢労働者の労働災害発生状況」も公表されるようになっている。また、「安全衛生関係統計・災害事例について」（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/toukei.html）では、「酸素欠乏症・硫化水素中毒による労働災害」や「化学物質による労働災害」の発生状況に関する情報も提供している。

● 死亡災害対労働災害の比率

1件の重大災害の背後には、29件の軽症災害と300件の無傷害災害があるというよく知られたハインリッヒの法則の「1:29:300」という数字の妥当性はともかくとして、「死亡災害件数」を1とした場合の、「休業4日以上の災害件数（休業4日以上の死傷災害災害－死亡災害）」及び「休業3日以内+不休災害の件数（労災保険新規受給者数－休業4日以上の死傷災害災害）」の比率を次頁表に示した。

過去25年の平均では、この比率は1：90.8：356.5ということになるが、1996年の1：67.9：208.2から2020年の1：163.5：650.1へと、後者2つの比率が経年的に増加していることがわかる。しかし、業種別のばらつきが著しい。とりわけ、鉱業、農林水産業、建設業では、製造業やその他事業と比較すると、休業+不休災害の件数が著しく低い。これは「労災隠し」の存在を示唆しているとも考えられる。このような分析も、「労災隠し」の根絶のために活用されるべきであると考える。

● 業務上疾病

年度	業　種	労災保険新規受給者数	死亡災害		休業4日以上		休業3日以下・不休	
		人数	人数	指数	人数	指数	人数	指数
1996	全業種	654,855	2,363	1	160,499	67.9	491,993	208.2
1997	全業種	649,404	2,078	1	154,648	74.4	492,678	237.1
1998	全業種	625,427	1,844	1	146,404	79.4	477,179	258.8
1999	全業種	602,853	1,992	1	137,316	68.9	463,545	232.7
2000	全業種	603,101	1,889	1	132,059	69.9	469,153	248.4
2001	全業種	600,210	1,790	1	131,808	73.6	466,612	260.7
2002	全業種	578,229	1,658	1	124,260	74.9	452,311	272.8
2003	全業種	593,992	1,628	1	124,122	76.2	468,242	287.6
2004	全業種	603,484	1,620	1	121,184	74.8	480,680	296.7
2005	全業種	608,030	1,514	1	118,840	78.5	487,676	322.1
2006	全業種	606,645	1,472	1	119,906	81.5	485,267	329.7
2007	全業種	607,348	1,357	1	119,999	88.4	485,992	358.1
2008	全業種	604,139	1,268	1	118,023	93.1	484,848	382.4
2009	全業種	534,623	1,075	1	104,643	98.3	428,905	399.0
2010	全業種	574,958	1,195	1	106,564	98.3	467,199	391.0
2011	全業種	614,914	1,024	1	106,564	104.1	507,326	495.4
2012	全業種	606,886	1,093	1	119,576	109.4	486,217	444.8
2013	全業種	602,927	1,057	1	119,535	113.1	482,335	456.3
2014	全業種	619,599	1,057	1	119,535	113.1	499,007	472.1
2015	全業種	618,149	972	1	116,311	119.7	500,866	515.3
2016	全業種	626,526	978	1	120,460	123.2	505,088	516.4
2017	全業種	650,534	978	1	120,460	123.2	529,096	541.0
2018	全業種	686,513	909	1	127,329	140.1	558,275	614.2
2019	全業種	687,455	845	1	125,611	148.7	560,999	663.9
2020	全業種	653,355	802	1	131,156	163.5	521,397	650.1
合計	全業種	15,414,156	34,381	1	3,122,884	90.8	12,256,891	356.5
2020	製造業	125,332	136	1	25,675	188.8	99,521	731.8
	建設業	58,724	258	1	14,977	58.1	43,489	168.6
	運輸業	46,331	103	1	18,851	183.0	27,377	265.8
	鉱　業	593	8	1	199	24.9	386	48.3
	農林水産業	16,598	72	1	4,495	62.4	12,031	167.1
	その他	405,777	225	1	66,959	297.6	338,593	1,504.9

業務上疾病（職業病）は、補償件数で、2002年度の8,810件を底に、2005年夏のクボタ・ショックの影響で2006年には（過去死亡事例を含めて）11,171件に増加。最近では、2016年度の8,512件から、2017年度8,645件、2018年度9,170件、2019年度は9,359件へと上昇気味であったが、2020年度は前年度比4,561件、48.7%増加して13,920件と、クボタ・ショックを上回る突出を記録することになった。原因は、4,545件の新型コロナウイルス感染症の労災認定であり、これを除くと9,350件で前年度とほぼ同レベルである。新型コロナウイルス感染症の労災認定については厚生労働省が毎月情報更新を継続しており、2021年度は19,264件と4倍に増加したことがわかっている。業務上疾病全体では3万件近くになっている可能性がある。新型コロナウイルス感染症はまさに最大の職業病になっている。

次頁に上図として、新型コロナウイルス感染症以外の、「主な職業病の認定件数の推移」を示した。

伝統的な職業病の双璧のひとつ－「じん肺及びその合併症」の認定件数は、2003年度から原発性肺がんが合併症に追加されたにもかかわらず減少が続いた後、2015～2017年度は横ばい、2018年度は277件と初めて300件を割り、以降「振動障害」を下回るようになって、2020年度は222件まで減少した。もうひとつの伝統的な職業病の双璧－「振動障害」の方は、2005年度まで減少し続けた後は、ほとんど横ばいか微増のようにみえる。2020年度は269件だった。

「上肢障害」は、1997年の労災認定基準改正以降増加傾向を示し、2008年度に「じん肺及びその合併症」を上回り、2009年度以降いったん減少に転じたものの、2013年度以降反転して、再び増加傾向を示した。2019年度は1,013件で初めて千件を超え、図中の疾病のなかで最大であるが、2020年度は921件と減少している。

「中皮腫」と「石綿肺がん」は、2005年夏のクボタショックで認定件数が激増。中皮腫による死亡

主な職業病の認定件数の推移

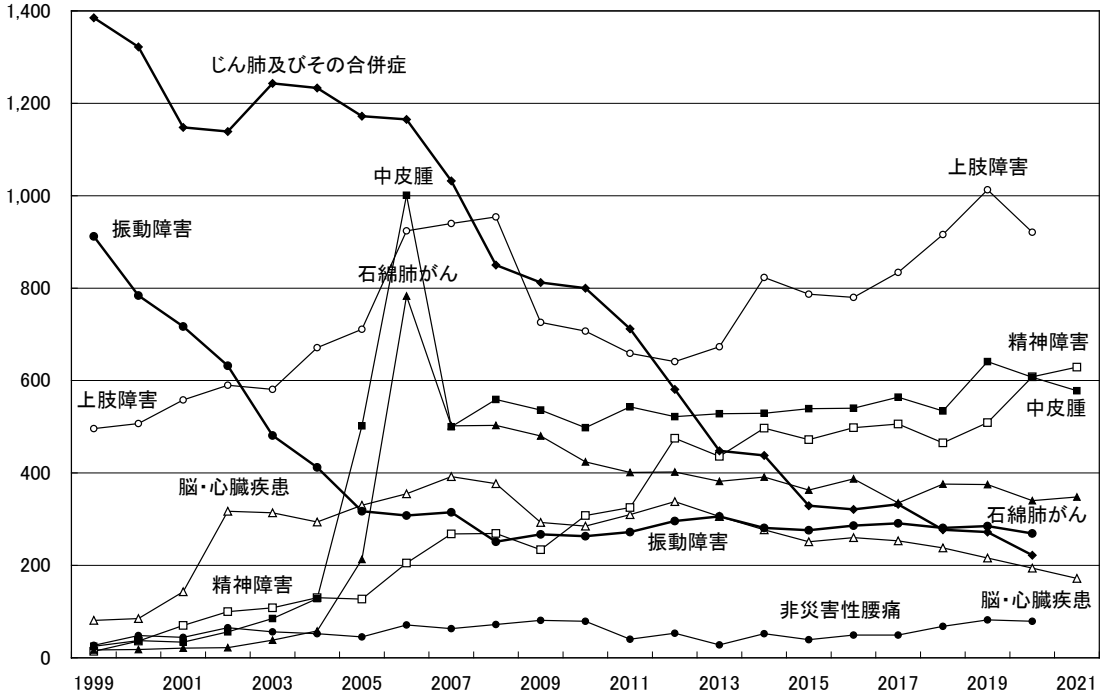

主な職業病の認定率の推移

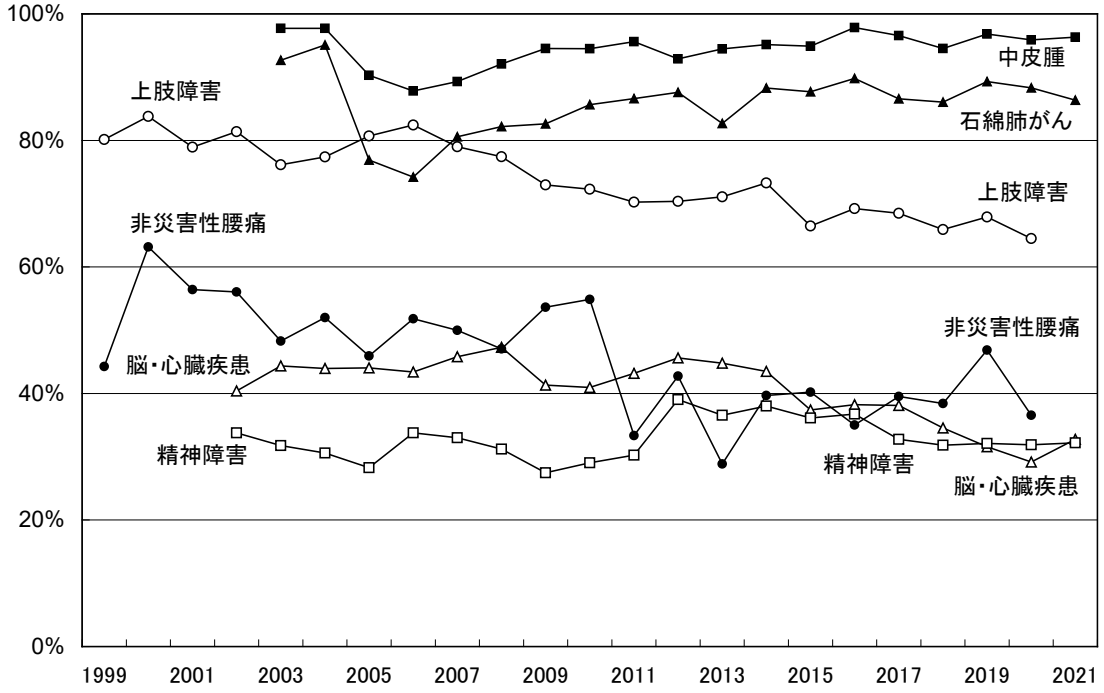

業　種	事業場数	労働者数	新規受給者数	死亡者数	重大災害件数	死傷者数	業務上疾病数
	2020年度末		2020年度	2021年（暦年）			
製造業	12.0%	14.3%	19.2%	15.8%		19.1%	12.3%
建設業	22.7%	8.6%	9.0%	33.2%		10.7%	5.9%
運輸業	2.6%	4.9%	7.1%	13.7%		13.4%	9.6%
鉱　業	0.1%	0.0%	0.1%	1.3%		0.1%	0.2%
農林水産業	3.0%	0.8%	2.5%	8.2%		3.0%	1.3%
その他	59.5%	71.3%	62.1%	27.8%		53.7%	70.7%
合　計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		100.0%	100.0%
実　数	2,858,309	60,433,277	687,455	867		149,918	15,038

者が増加し続けていることに示されているように、被害は増えているはずなのに、中皮腫で横ばい、石綿肺がんが漸減傾向にあるようにみえることが気にかかる。2020年度は各々608件と337件、合計すると945件で上肢障害と並ぶ。2021年度の速報値では578件と348件の合計926件である。

「脳・心臓疾患」は、2001年の労災認定基準改正で増加したものの、2008年度以降減少に転じ、2011・12年度は増加したが、2013年度以降再び減少傾向にあるようにみえる。2020年度は194件と200件を割ってしまい、2021年度は認定基準の改正があったにもかかわらず172件にまで減った。

「精神障害」は、1999年の判断指針策定以来増加し続け、2010年度にはついに「脳・心臓疾患」を上回った。2011年末に判断指針が認定基準に改訂されて2012年度はさらに増加し、「石綿肺がん」も上回ったが、2014年度以降は横ばい、2018年度は465件でやや減少、2019年度509件、2020年度は608件、2021年度629件と、3年連続増加という状況である。

前頁下図は、「認定率」を分析したものである。また、表5（32頁）に、請求件数、不支給決定件数が判明している職業病に係るデータのすべてを示してあるので参照していただきたい。表5の最下欄には、認定率①=認定件数/請求件数（いずれも当該年度）、認定率②=認定件数/（認定件数+不支給決定件数）の二つの指標を示してあるが、前頁下図に示したのは、認定率②の方である。

認定率②は、「中皮腫」がもっとも高く90%超、次いで「石綿肺がん」で90%に迫りつつあったが、2018年度86.0%、2019年度89.3%、2020年度88.2%、2021年度は86.4%だった。その次が「上肢障害」で70%前後で推移しているが、長期的に減少傾向にないか、気にかかる。2020年度は64.5%だった。

これらと比較すると、「脳・心臓疾患」、「精神障害等」は著しく低い。「脳・心臓疾患」の認定率は減少傾向にあり、2020年度は29.2%で過去最低を更新した後、2021年度は32.8%でやや持ち直した。2012年度に「精神障害」の認定率が上昇したのは、2011年末の認定基準策定の影響と考えられるが、一時は40%超えが期待されたものの、その後停滞・減少して、2021年度は32.2%であった。

「非災害性腰痛」の認定率は、2000年度に60%を超えた後、50%前後で推移してきたが、2011年度に大きく減少した後、40%以下で動揺してきた。2019年度46.9%まで持ち直したものの、2020年度は36.6%に減少している。

なお、新型コロナウイルス感染症については、2020年度の認定率①は53.7%、認定率②は95.9%（2021年4月分までの2年間累計では98.5%）であり、認定率でも職業病トップクラスを誇っている。

公表件数と補償件数を比較すると（表2-1から表2-4参照）、「災害性（負傷による）腰痛（一-1）」は公表件数のほうが1千件以上多く、2017年度以降は2千件以上の差になっている。「異常温度条件による疾病（二-4）」、「その他の物理的因子による疾病（二-6）」、「その他の身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病（三-5）」、「その他業務に起因することの明らかな疾病」（十一）でも系統的に、「化学物質による疾病（四-2）」や「細菌、ウイルス等の病原体による疾病（六）」では部分的に、公表件数が補償件数を上回っている。新型コロナ

ウイルス感染症については、2020年の公表件数6,041件に対して、2020年度の補償件数は4,545件である。これらは、使用者が職業病と判断して死傷病報告を届け出たにも関わらず、労災補償請求手続がなされていないか、請求手続がなされたにもかかわらず認定されていないことを意味すると考えられ、問題である（2021年度は、公表件数19,332件、補償件数20,842件と、逆転した）。

反対に、「腰痛以外の負傷による疾病」（一-2）、「騒音による耳の疾病」（二-5）、「重激業務」（三-1）、「非災害性腰痛」（三-2）、「振動障害」（三-3）、「職業がん」（七）、「脳・心臓疾患等」（八）、「精神障害等」（九）では、系統的に補償件数が公表件数を（大きく）上回っている。退職後に発病したものは後者に含まれないとしても、それだけでは説明できないと思われる乖離がある。

なお、表7（37-39頁）で「傷病別長期療養者数」が示されているが、2020年度分では、それまでのじん肺（5,268人）、頸肩腕症候群（151人）、腰痛（656人）、一酸化炭素中毒（5人）、振動障害（5,002人）に加えて、良性石綿疾患（良性石綿胸水・びまん性胸膜肥厚）（208人）、悪性石綿疾患（肺がん・中皮腫）（1,418人）、脳・心臓疾患（173人）、精神障害（1,675人）の療養開始後1年以上経過した者の数も示されるようになった（括弧内は2020年度末療養中の者の数）。

参考として、各種統計の業種別内訳を、前頁に一覧表にして示した。

● 労働者の健康状況等

労働者の健康状況全般については、定期健康診断受診者のうちの有所見率が、1990年の23.6%から2020年の58.5%へと経年的に増加し続けている（表3-1）。項目別の有所見率では、血圧、貧血、血中脂質検査、血糖検査、心電図検査で経年的な増加傾向が認められる（表3-2）。ただし、2016～2018年の数値は「精査中」とされたまま、新しいデータが公表されていない。

警察庁によれば、自殺者が2011年まで14年連続で3万人を超えた後、2012年27,858人から2019年20,169人まで減少。2020年は21,081人と増加したが、2021年は21,007人だった。そのうち「被雇用者・勤め人」が2019年6,202人（30.8%）から2021年6,692人（31.9%）へと増加した一方、「勤務問題」が原因・動機のひとつとなっているものが1,949人（9.7%）から1,935人（9.2%）と減少している。

「労働安全衛生に関する調査」が厚生労働省のホームページに掲載されている（http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list46-50.html）。

ここでは、「労働者健康調査」、「労働災害防止対策等重点調査」、「労働安全衛生基本調査」、「建設業労働災害防止対策等総合実態調査」、「技術革新と労働に関する実態調査」が「廃止した調査」とされていることがわかる。例えば、5年ごとに実施されていた「労働者健康調査」では、自分の仕事や職業生活に関して「強い不安、悩み、ストレスがある」とする労働者の割合が、1992年57.3%→1997年62.8%→2002年61.5%→2007年58.0%→2012年60.9%と推移してきていた。

「労働安全衛生調査（実態調査）」（2013・15・16・17・18年、19年はなく、20年は2021年7月21日に公表、21年は2022年7月25日公表）と「労働安全衛生調査（労働環境調査）」（1996・2001・06・14・19年）が継続されているようだ。

「労働安全衛生調査（実態調査）」の個人（労働者）調査では、現在の仕事や職業生活に関して「強い不安、悩み、ストレスがある」労働者の割合－2013年52.3%。以後質問が若干変わり、「強いストレスとなっていると感じる事柄がある」－2015年55.7%＜2016年59.5%＞2017年58.3%＞2018年58.0%＞2020年54.2%＞2021年53.3%。

「職場で受動喫煙がある」労働者の割合（「ほとんど毎日」と「ときどきある」の合計）－2013年47.7%＞2015年32.8%＜2016年34.7%＜2017年37.3%＜2018年28.9%＞2020年20.1%＜2021年20.7%。

「労働安全衛生調査（実態調査）」の事業所調査は、内容がかなり変わってしまっていて、2021年調査では産業保健、受動喫煙対策、長時間労働者に対する取組に関する事項がなくなり、いまも継続的に追えるのは、以下を実施または取り組んでいる事業所の割合くらいで、以下のとおりである。

・メンタルヘルス対策－2013年60.7%＞2015年

59.7%＞2016年56.6%＜2017年58.4%＜2018年59.2%＜2020年61.4%＞2021年59.2%

・ストレスチェック－2013年26.0%＞2015年22.4%＜2016年62.3%＜2017年64.3%＞2018年62.9%＞2020年62.7%＜2021年65.2%（ストレスチェックの活用状況も調査している）

・ストレスチェック結果の集団分析－2015年40.4%＜2016年43.8%＜2017年58.3%＜2018年73.3%＜2020年78.6%＞2021年76.4%

・化学物質を取り扱う際のリスクアセスメントをすべて実施：安衛法第57条該当化学物質－2017年52.8%＞2018年29.2%＜2020年67.2%＜2021年78.0%（製造・譲渡・提供時のGHSラベル表示・SDS交付、また安衛法第57条非該当化学物質についても調査）

・高年齢労働者労働災害防止対策－2013年64.6%＞2016年55.7%＜2020年74.6%＜2021年75.6%

・外国人労働者労働災害防止対策－2020年89.8%＞2021年87.5%

なお、過去1年間にメンタルヘルス不調により1か月以上休業または退職した労働者がいる事業所の割合が、2011年9.0%＞2012年8.1%＜2013年10.0%＞2020年9.2%＜2021年10.1%、となっている（2015～18年は休業者・退職者別の数字のみ）。

「労働安全衛生調査（労働環境調査）」のほうがやや系統的であり、事業所調査－①有害業務、②作業環境測定、③化学物質、労働者調査（2019年は「個人調査」）－①有害業務、②有機溶剤、③化学物質、ずい道・地下鉄工事現場調査－①粉じん抑制対策、②作業環境測定、について継続的に追えるが、それでも2014・19年調査はそれ以前とけっこう違ってしまっている。

なお、「心理的な負担の程度を把握するための検査実施状況」のページができて、現在2017・18・20年の分のデータが提供されている（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_01674.html）。

また、平成28年版以降毎年、「過労死等防止対策白書」が公表されるほか、「過労死等防止対策に関する調査研究」の成果も公表されるようになっている（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000053725.html）。

2. 労働安全衛生対策

● 労働災害防止計画

2018年2月28日に、2018～2022年度を対象期間とする第13次労働災害防止計画が策定され、以下の「全体目標」が掲げられた－［ ］内は、2022年5月30日に公表された2021年の労働災害発生状況に基づく達成状況である。

① 死亡災害については、2017年の978人と比較して、2022年までに労働災害による死亡者数を15%以上減少させる［2021年に867人で11.3%の減少、新型コロナウイルス感染症を除くと778人で20.4%の減少］

② 死傷災害（休業4日以上）については、2017年120,460人と比較して、2022年までに5%以上減少させる［2021年に149,918人で24.5%の増加、新型コロナウイルス感染症を除くと130,586人で8.4%の増加］

また、死亡災害減少の重点業種別目標として、建設業、製造業、林業について15%以上減少［2021年時点で各々10.8%減少、14.4%減少、25.0%減少］、死傷災害減少の重点業種別目標として、陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設、飲食店について5%以上減少が掲げられた（「業種間の労働推移を考慮して千人率で設定」することとされた）［2021年時点で各々0.9%増加、19.6%増加、94.9%増加、16.2%増加］。

新型コロナウイルス感染症の直接・間接の影響を注意深く監視する必要がある。

● 新型コロナウイルス感染症対策

厚生労働省は、2020年4月17日、5月14日、8月7日、11月27日、2021年1月8日、2月12日に続き、4月26日、5月10日、5月17日、7月13日に業種別事業主団体等に対して、職場での新型コロナウイルス感染症への感染予防と健康管理の強化などを依頼した。しかし、「昼休みの時差取得」やワクチン摂取関連が追加されたりしているものの、緊急事態宣言の発出・延長等を受けた注意喚起が基本で、対

策の新機軸を打ち出したりはしてはいない。

● 4指針+1マニュアルのハラスメント防止対策

改正労働施策総合推進法により、「職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの」と定義されたパワーハラスメント「によりその雇用する労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じ」る事業主の義務が、当面努力義務とされた中小企業に対しても2022年4月1日から義務化された。

また、同指針では「行うことが望ましい取組」のひとつにとどめられた第三者によるパワーハラスメントに関連して、顧客等からの著しい迷惑行為の防止対策の推進に係る関係省庁連絡会議で検討が行われ、2022年2月25日に「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」が公表された。

男女共機会均等法によるセクハラ・マタハラ、育児介護休業法によるケアハラも含めて、ハラスメント防止対策について4つの指針（法律に基づく措置義務）と1つのマニュアルが示されたことになる。

「令和4年度地方労働行政運営方針」は、「中小企業においてもパワーハラスメント防止措置が義務化されたことを踏まえ、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等職場におけるハラスメント防止措置を講じていない事業主に対し厳正な指導を実施すること等により法の陸確保を図る」とともに、「カスタマーハラスメント」、「就職活動中の学生等に対するハラスメント」に対する自主的な取り組みを促す」としている。厚生労働省は、職場のハラスメント、いじめ・嫌がらせ問題の予防・解決に向けた情報提供のためのポータルサイトとして「あかるい職場応援団」で、関連情報を提供している（https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/）。

● 50年ぶりの事務所衛生基準規則改正

1971年の旧事務所衛生基準規則制定以来およそ50年ぶりの改正が2021年12月1日及び2022年4月1日に行われた。関連する労働安全衛生規則の改正も行われている。

とはいえマイナーな改正にとどまり、「独立個室型の便所」（男性用と女性用を区別しない四方を壁等で囲まれた一個の便房により構成される便所）の位置付けを明記し、男性用と女性用に区別して設置という原則は維持しつつ、労働者10人以内の場合は独立個室型の便所を設けることで足りるとする例外を設けたことが主な内容であった。

他は、作業面の照度に関して事務作業の区分変更のうえ基準が引き上げられたこと、救急用具の内容について具体的な品目の規定をなくしたこと、室の気温について空気調和設備を設置している場合の努力目標値を17℃以上28℃以下から18℃以上28℃以下に変えたこと、などである。

厚生労働省は、「事務所における労働衛生対策」のページで、改正内容等を周知している（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000207439_00007.html）。

● 二回目の過労死防止対策大綱の変更

2021年7月30日に、2014年に制定されてから二回目になる「過労死等の防止のための対策に関する大綱」が閣議決定された。新大綱に定められた過労死等防止対策の主な取組は以下のとおり。

① 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う対応や働き方の変化を踏まえた過労死等防止対策の取組を進める。

② 新しい働き方であるテレワーク、副業・兼業、フリーランスについて、ガイドラインの周知などにより、過重労働にならないよう企業を啓発していく。

③ 調査研究について、重点業種等に加え、新しい働き方や社会情勢の変化に応じた対象を追加する。また、これまでの調査研究成果を活用した過労死等防止対策のチェックリストを開発する。

④ 過労死で親を亡くした遺児の健全な成長をサポートするための相談対応を実施する。

⑤ 大綱の数値目標で、変更前の大綱に定められた「週労働時間60時間以上の雇用者の割合」や勤務間インターバル制度の周知、導入に関する目標などを更新する。なお、公務員についても目標の趣旨を踏まえて必要な取組を推進する。

● 医師の時間外労働規制の見直し

「働き方改革推進」のための関係法の整備による時間外労働の上限規制（原則年360時間等、例外年720時間等）は、医師に関しては「改正法の施行期日の5年後を目途に規制を適用［2024年4月1日まで適用猶予］することとし、医療界の参加の下で検討の場を設け…2年後を目途に規制の具体的な在り方…等について検討し、結論を得る」とされた（働き方改革実行計画）。労働政策審議会労働条件分科会で検討が行わた結果、2022年1月19日に労働基準法施行規則等が改正され、2024年4月1日に施行されることになった。年960時間、年1,860時間等の暫定特例水準が設けられるとともに、時間外労働が月100時間以上となることが見込まれる医師に対して、健康確保措置として面接指導等が規定された（公布通達は2022年1月19日付け基発0119第9号）。

併せて、新設の労働基準法施行規則による面接指導と労働安全衛生法による面接指導の整合化を図るために、労働安全衛生規則等の改正も行われている（公布通達は2022年1月19日付け基発0119第2号）。

● これからの労働時間制度に関する検討会

2021年6月25日に「裁量労働制実態調査」結果が公表され、7月26日から「これからの労働時間制度に関する検討会」が開始されている（2022年5月31日までに第14回開催）。もともとは、2018年の働き方改革関連法案の審議過程で裁量労働制の対象業務の拡大が撤回に追い込まれたことから、仕切り直しのためにはじめられたようなものだが、①裁量労働制が制度の趣旨を踏まえたものとなるための方策、②年次有給休暇の取得促進の在り方、③アフターコロナを見据えた労働時間制度等についてどう考えるか、等が論点とされている（https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-roudou_558547_00006.html）。

● 個人事業者等の安全衛生対策の見直し

後述するように、建設アスベスト訴訟最高裁判決を踏まえた労働安全衛生規則等11規則の改正が行われたが、これは労働安全衛生法第22条に基づく有害物等による健康障害防止措置に限定されたものであり、それ以外の課題について検討を行うため「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」が設置されて、2022年5月12日から検討がはじまった（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_25567.html）。

第142回安全衛生分科会（2021年12月13日）では、今後の検討事項として以下があげられている。

① 「物・場所の危険性」に関する規定で法第22条・第57条以外の規定のあり方
② 労働者が作業に従事しない場合の事業者（注文者）による措置のあり方
③ 労働者以外のものによる（事業者が行う措置の）順守義務（罰則あり）のあり方
④ 個人事業者（一人親方、フリーランス等）による事業者としての措置義務のあり方
⑤ リスクアセスメント等を基本とする自主的な管理における労働者以外の者に対する措置のあり方

● 転倒防止・腰痛予防対策の在り方検討会

「転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会」が2022年5月13日からはじまっている（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_25637.html）。同年3月31日付けの転倒・腰痛等の減少を図る対策の在り方に関する有識者ヒアリングによる提言なるものが示され、また、それを踏まえて2022年度から「SAFEコンソーシアム」、「SAFE協議会/育成支援」という新たな取り組みが開始されていることが紹介され、「転倒防止・腰痛予防対策の在り方及び具体的な対策の方針について、規制の見直しも念頭に置いた検討を行う」こととされている。

● ドローン安全運用ガイドライン改訂

2022年4月20日に厚生労働省は、「プラントにおけるドローンの安全な運用方法に関するガイドライン」を改訂した（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_25320.html）。併せて、「化学設備等の定期自主検査におけるドローン導入マニュアル」と

「プラント設備等におけるドローンを活用した点検事例集」も作成している。

3. 化学物質管理対策等

● 最高裁判決を踏まえた一人親方等対策

2021年5月17日の建設アスベスト訴訟最高裁判決は、物・場所の危険性に着目した掲示・表示等の義務は労働者に該当しない者も保護する趣旨であることを理由に、一人親方等に対する国家賠償責任も認めた。これを踏まえた労働安全衛生法令見直しの必要性について、労働政策審議会安全衛生分科会で検討され、結果的にまずは法第22条の規定に基づく関係省令－労働安全衛生規則等11の規則が2022年4月15日に改正され、2023年4月1日に施行される。厚生労働省は、「一人親方等の安全衛生対策について」というページで、関係情報を提供している（高年齢労働者の安全衛生対策関連情報も同居している、https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00008.html）。

主な改正内容は、以下のとおりであるが、法律の改正はなく、省令改正のみである。。

① 作業を請け負わせる一人親方等に対する措置の義務化－健康障害防止のための設備の稼働答、作業方法・保護具使用の必要性等の周知
② 同じ作業場所にいる労働者以外の者に対する措置の義務化－保護具使用の必要性の周知、立入禁止、喫煙・飲食禁止、事故発生時の退避、有害物の有害性等に関する掲示

● 「新たな化学物質規制」へ政省令等改正

2021年7月19日に公表された「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会最終報告書」を踏まえた新たな化学物質規制に向けて、2022年2月24日と5月31日に労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則等7規則、関係告示が改正され、2022～24年度に順次施行される。厚生労働省は5月31日に「化学物質による労働災害防止のための新たな規制について」というページを開設して関連情報を提供している（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html）。

また、2022～23年度にラベル表示・安全データシート（SDS）交付の義務化対象物質とされる予定の候補物質のリストも示した「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書の概要紹介～化学物質への理解を高め自律的な管理を基本とする仕組みへ～」というページもつくられている（https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/arikataken_report.html）。

主な改正内容と施行時期は、以下のとおりであるが、やはり法律の改正は行われていない。

(1) 2022年4月1日施行
① SDS等による通知方法の柔軟化
(2) 2023年4月1日施行
② 曝露を最小限にする努力義務
③ 意見聴取、記録の作成・保存
④ 衛生委員会の付議事項の追加
⑤ 皮膚等障害化学物質への直接接触の防止
⑥ がんの発生の把握強化
⑦ リスクアセスメントの結果等に係る記録の作成保存
⑧ 職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大
⑨ SDS等の「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新
⑩ 事業内別容器保管時の措置の強化
⑪ 注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大
⑫ 管理水準良好事業場の特別則等適用除外
⑬ 特殊健康診断の実施頻度の緩和
(3) 2023年4月1日施行
⑭ ラベル表示・SDS交付・リスクアセスメント義務対象化学物質の大幅拡大
②' 曝露を最小限にする義務
⑮ 曝露を濃度基準値以下にする義務
⑤' 衛生委員会の付議事項の追加
⑥' 皮膚等障害化学物質への直接接触の防止
⑯ 化学物質労災発生事業場等への労働基準監督署長による指示
⑰ リスクアセスメント健康診断の実施とそれに基

づく措置
⑱ 化学物質管理者の選任
⑲ 保護具着用責任者の選任
⑳ 雇入れ時等教育の拡充
㉑ SDS等による通知事項の追加及び含有量表示の適正化
㉒ 第三管理区分事業場の措置強化

なお、「化学物質の自律的管理におけるリスクアセスメントのためのばく露モニュタリングマニュアル」も示されている。

検討会最終報告書は、特化則、有機則、粉じん則、四アルキル則は、「自律的な管理に残すべき規定を除き、5年後に廃止することを想定し…5年後に改めて評価を行うこと」としている。個別規制は自律的管理を基軸とする規制と矛盾するものではまったくなく、このような方向性は是認できない。

● 特別規制・指針対象物質の追加

特化則等による特別規制の対象の追加について、①有害物曝露作業報告を活用して、②国が曝露評価と有害性評価をもとにリスク評価（初期リスク評価及び詳細リスク評価）を行い、③リスクが高い作業等については特別規則による規制等の対象に追加するという仕組みが運用されてきた。厚生労働省は「職場における化学物質のリスク評価」のページで情報提供を行い（http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000113892.html）、また、「職場のあんぜんサイト」に「リスク評価実施物質」のページもある（https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc09.htm）。

令和3年度は、化学物質のリスク評価に係る企画検討会が1回（と2回の意見交換会）、化学物質のリスク評価検討会が1回、化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会が1回等開催されているが、報告書が公表されているのはリスク評価検討会（2022年6月3日公表）だけ。2物質に関する初期リスク評価と4物質に関する詳細リスク評価が行われ、経気道ばく露に関するリスクが、前者では1物質は「高い」、1物質は「低く、経皮吸収のおそれも指摘されていない」、後者では1物質は「高い」、1物質は「低いが、経皮吸収のおそれが指摘されている」と評価された。

特別規則の対象以外であっても、厚生労働大臣は、がんその他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのある化学物質を製造・取り扱う事業者が当該化学物質による労働者の健康障害を防止するための指針（がん原性指針）を公表するものとされ（法第28条第3項）、厚生労働省「職場のあんぜんサイト」に「がん原性に係る指針対象物質」のページがつくられている（http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc05.htm）。

また、2021年11月25日付け基発1125第13号によって、事業者からの届出のあった新規化学物質751物質のうち15物質、既存化学物質物質のうち2物質が追加された。これらによって、同指針の対象となる化学物質の数は、届出物質1,052、既存化学物質244、合計1,296となっている。厚生労働省「職場のあんぜんサイト」に「強い変異原性が認められた物質」のページがある（http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc02.htm）。

● 改正石綿障害予防規則の施行等

2020年4月14日の「建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策検討会最終報告書」を受けて石綿障害予防規則の改正が行われ、2020年10月1日以降順次施行されている。これに合わせて、「石綿総合情報ポータルサイト」が開設されている（https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/）。総トン数20トン以上の船舶の解体・改修工事を労働基準監督署への報告対象とする等の石綿則等の改正が2022年1月13日に行われたうえで、石綿の有無によらず一定の要件を満たす（解体部分の延べ床面積80m^{2}以上、請負金額100万円以上、総トン数20トン以上等）建築物・船舶の解体・改修工事についての「事前調査結果等の届出制度の新設」が2022年4月1日に施行され、「石綿事前調査結果報告システム」も運用されている。関連して、2022年3月29日に環境省から、「アスベストモニュタリングマニュアル（第4.2版）」、「建築物の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションガイドライン（改訂版）」が公表されている。

2023年4月1日には「事前調査・分析調査を行う

者の要件新設」が施行されることになっている。

● アスベスト含有製品等の違法輸入対策

アスベスト含有珪藻土ガスマット等のリコール事件をきっかけに厚生労働省は、石綿をその重量の1%を超えて含有するおそれのある製品で厚生労働大臣が定めるもの（※）を輸入しようとする者は、当該製品の輸入の際に、一定の資格を有する者が作成した石綿の検出の有無等を記載した書面を取得し、石綿が含有しないことを確認しなければならないこと等とする石綿障害予防規則の改正を行い、2021年12月1日に施行されている（※=「珪藻土を主たる材料とするバスマット、コップ受け、なべ敷き、盆その他これらに類する板状の製品」）。「珪藻土バスマット等の輸入手続など」のページがつくられている（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/other/pamph/index_00005.html）。

また、アスベストに限らず労働安全衛生法による製造等禁止物質を対象として、2021年6月29日に基発0629第2号「労働安全衛生法に係る有害物等の輸入通関手続について」が示されている。

● 剥離剤使用の塗料剥離作業対策通達

2020年8月17日付けで基安化発0817第1号「剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について」が発出されたが、その後、同名の標題に「（改正）」「（再注意喚起）」等を付した通達・事務連絡が、2022年5月18日付け基安化発0518第1号を含めて7回発出されている。厚生労働省は「個別分野の化学物質対策について」ページ（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000149924.html）で、最新情報のみであるが、紹介している。

4. 労災補償対策

● 新型コロナウイルス感染症の労災認定

厚生労働省は2022年2月15付け労災発0215第1号「労災補償業務の運営に当たって留意すべき事項」で、「新型コロナウイルス感染症に係る労災保険給付」として、「感染症が消失した後も症状が持続し（罹患後症状があり）、呼吸器や循環器、精神・神経症状等に係る症状がみられる場合があることから、厚生労働省の『新型コロナウイルス感染症 診療の手引き 別冊罹患後症状のマネジメント（暫定版）』等を参考に医師の意見を確認し、療養や休業が必要と認められる場合には、労災保険給付の対象となることに留意すること」と指示した。その後、5月12日付けで基補発0512第1号「新型コロナウイルス感染症による罹患後症状の労災補償における取扱い等について」を示し、上記診療の手引きの「暫定版」が「第1版」に更新されたことを受けて、あらためて「罹患後症状については、業務により新型コロナウイルスに感染した後の症状であり療養等が必要と認められる場合は、労災保険給付の対象となる」ことを示した。

また、前出の労災補償業務運営上の留意事項通達は続けて「ワクチン接種を受けたことにより健康被害が生じた場合の労災保険給付」についてふれて、医療従事者等のワクチン接種については「業務遂行に必要な行為と認められ、労災保険給付の対象としている」としている。これは、2021年2月9日付け内閣官房・厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種について」等により医療従事者等がワクチン接種順位の上位に位置付けられたことを踏まえたものと思われるが、厚生労働省ウエブサイトの労働者の方向けQ&Aに追加されるかたちで示された。

さらに、認定基準－2020年4月28日付け基補発0428第1号「新型コロナウイルス感染症の労災補償における取扱いについて」が、2021年6月24日付け基補発0624第1号により一部改正され、医療従事者等以外の労働者であって感染経路が特定されたもの以外のものの取扱いについて、「…調査した上で、必要に応じて医学専門家の意見も含めて判断すること」の下線部が追加されるとともに、本省報告も簡素化された。また、2020年5月1日付け職業病認定対策室長事務連絡「新型コロナウイルス感染症の労災保険給付請求に係る調査等に当たっての留意点について」が示されていたが、

2021年5月11日付け職業病認定対策室長事務連絡「新型コロナウイルス感染症の労災認定実務要領」によって代えられ、2022年2月8日付け職業病認定対策室長事務連絡「新型コロナウイルス感染症の労災認定実務要領の一部改正について」で、「PCR検査が自主検査であって、自治体が健康観察の対象者とする場合においては、健康観察開始日を発病日とすることで差し支えない」とされた。

厚生労働省ウエブサイト上での労災請求件数等情報の毎月の更新は継続されている。

● 労災保険特別加入制度の拡大

労働政策審議会労災保険分科会では、2020年に法改正が行われた「複数事業就業者に係る労災保険給付等」に続いて、第87回（2020年6月1日）以降、「特別加入制度の見直し」について対象範囲の拡大等について幅広く検討している。

検討の結果、2021年4月1日から、以下が労災保険の特別加入制度の対象に追加された。

① 芸能関係作業従事者
② アニメーション制作作業従事者
③ 柔道整復師
④ 創業支援等措置に基づき事業を行う高年齢者

2021年9月1日から、以下が追加された。

⑤ 自動車を使用して行う貨物の運送の事業
⑥ ITフリーランス

2022年4月1日から、以下が追加された。

⑦ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師

2022年7月1日から、以下が追加された。

⑧ 歯科技工士

厚生労働省ウエブサイトの「労災補償」ページで関連情報を提供している（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai/index.html）。

● 建設アスベスト給付金制度の創設・施行

2021年5月17日の建設アスベスト訴訟最高裁判決を受けて、6月9日に議員立法により「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」が成立して、「建設アスベスト給付金制度」が創設された。12月1日に認定審査会と基金設置関係が施行、同時に「労災支給決定等情報提供サービス」と「個別周知」も開始され、2022年1月19日に法律のすべての規定が施行された。厚生労働省は「建設アスベスト給付金制度について」ページを開設して、関連情報を提供している（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/kensetsu_kyufukin.html）。

また、2022年1月31日に第1回認定審査会が開催されて運営規定、運営方針、審査方針等が確認され、2月25日の第2回から審査・認定がはじまっている（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_23508.html）。

● 石綿健康被害救済法三度目の改正

石綿健康被害救済法による労災時効救済（特別遺族給付金）については、2016年3月26日以前に死亡した者が対象で請求期限は2022年3月27日まで、2016年3月27日以降に死亡した者については、労災保険の時効−5年が経過すると（すなわち2021年3月27日以降）、労災保険（遺族補償給付）も労災時効救済済（特別遺族給付金）も請求できなくない。環境省所管救済の法施行前死亡救済も請求期限は2022年3月27日までで、危惧したとおり請求期限切れが生じてしまった。

しかし、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会を中心とした国会議員に対する働きかけから救済法の三度目の改正が実現し、2022年6月17日に施行された。労災時効救済については、対象範囲と請求期限が各々10年拡大・延長され、環境省所管救済の法施行前死亡救済の請求期限も10年延長され、未申請死亡救済の請求期限も10年延長されて死亡から25年となった。その他の救済法見直しに係る中央環境審議会石綿健康被害救済小委員会における検討もはじまっている。

● 化学物質による疾病リストの見直し

2018年11月30日の「労働基準法施行規則第35条専門検討会報告書」を受けて、労働基準法施行規則別表第1の2第4号の1の物質等の検討を

行う同検討会「化学物質による疾病に関する分科会」の作業が2019年7月19日からはじまったが、2022年3月18日に検討結果報告書が公表された。

大臣告示の3物質について「症状又は障害」の追加、SDS交付義務対象物質から5つの化学物質と「症状又は障害」の組み合わせを大臣告示に追加、理美容師のシャンプー液等の使用による皮膚障害について2物質を大臣告示に追加、3物質について「血管運動神経障害」を削除し、「不整脈、血圧降下等の循環障害」または「狭心症発作」を追加することが勧告され、2022年度中に労働基準法施行規則第35条専門検討会を開催して、大臣告示の改正に向けた検討が行われる予定である。

● 脳・心臓疾患労災認定基準の改正

2021年7月16日に「脳・心臓疾患労災認定の基準に関する専門検討会」報告書が公表され、9月14日に「血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準」が改正された(基発0914第1号)。主な内容は、

① 労働時間と労働時間以外の負荷要因を総合評価して労災認定することを明確化−時間外労働時間数の基準に至らないがそれに近い場合
② 労働時間以外の負荷要因の見直し−勤務間インターバルが短い勤務、身体的負荷を伴う業務などを評価対象に追加
③ 短期間の過重業務・異常な出来事について業務と発症との関連性が強いと判断できる場合を明確化−例示

● 精神障害労災認定基準の見直し

「精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会」が2021年12月7日からはじまり、2022年5月31日までに4回開かれている。①精神障害の成因、認定要件とその考え方、②対象疾病、③業務による心理的負荷の評価(具体的出来事の追加・修正・統合等)、④業務以外の心理的負荷及び個体側要因の評価、⑤発病の有無、発病時期、悪化等の判断、自殺の取扱い、⑥療養及び治ゆ、⑦認定基準の運用が論点の案として示されているが、全国安全センターでは検討経過に合わせて対応することとして、2022年4月28日に最初の申し入れを送っている。

● 「労働時間の的確な把握」

前出の労災補償業務運営上の留意事項通達でも「過労死等事案に係る的確な労災認定」の第1に「労働時間の的確な把握」を掲げ、2021年3月30日付けで200頁をこす基補発0330第1号「労働時間の認定に係る質疑応答・参考事例集」を的確に把握することとしている。日本労働弁護団「労働者の権利」通巻第344号でこの質疑応答・参考事例集の問題性が検討されているように、従来よりも労災認定における労働時間の把握を狭める方向に働いていることが危惧されている。

第2に「過労死等事案に係る関係部署との連携」として、2018年3月30日付け基監発0330第6号・基補発0330第5号「過労死等事案に係る監督部署と労災担当部署間の連携について」、2017年3月31日付け基監発0331第1号・基補発0331第6号・基勤発0331第1号・基安労発0331第1号「『過労死等ゼロ』緊急対策を踏まえたメンタルヘルス対策の推進に当たっての具体的手法について」等を踏まえるよう指示していて、第1と第2は一体の動きのように思われる。

● テレワーク中の労働災害の取り扱い

前出の労災補償業務運営上の留意事項通達は、「労働者がテレワーク中に負傷等した場合については、令和3年3月25日付け基発0325第2号・雇均発0325第3号『テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドラインについて』等に基づき、労働契約に基づいて事業主の支配下にあることによって生じた災害は、労災補償の対象になること、また、その際、私的行為等業務以外が原因であるものについては労災補償の対象とはならないといった基本的な考え方を踏まえ、適切に対応すること」と指示している。

● 前立腺がんと放射線被ばくの医学的知見

2022年6月28日に、電離放射線障害の業務上外に関する検討会がまとめた報告書「前立腺がんと放射線被ばくに関する医学的知見について」が公

分類 大	分類 小	分類 CODE	疾病分類項目	年度別労災補償状況 2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
負傷（負傷を伴わない事故を含む。）				114,443	114,719	111,422	114,171	112,539	112,816	114,518	119,574	119,311	121,271
		01	骨折	59,032	59,843	58,916	60,997	59,676	60,414	61,557	64,462	64,096	65,214
		02	切断	3,886	3,720	3,578	3,496	3,420	3,344	3,150	3,188	3,031	2,862
		03	関節の障害（捻挫、亜脱臼及び転位を含む。）	17,062	17,290	16,862	16,867	17,427	17,356	17,892	18,865	19,153	19,930
		04	打撲傷（皮膚の剥離、擦過傷、挫傷及び血腫を含む。）	16,585	16,762	15,117	16,429	15,937	16,165	16,465	17,185	17,271	17,610
		05	創傷（切作、裂創、刺創及び挫滅創を含む。）	13,842	13,245	13,112	12,730	12,432	11,752	11,630	12,060	11,870	11,892
		06	外傷性の脊髄損傷	655	630	665	652	646	608	650	622	604	575
		07	頭頸部外傷症候群（いわゆる「むちうち症」）	390	429	405	371	398	376	372	368	451	434
		08	火傷（高熱物体を取り扱う業務による火傷を除く。）	2,558	2,526	2,513	2,477	2,441	2,416	2,450	2,427	2,499	2,320
		12	01から08までに掲げるもの以外の負傷又は負傷を伴わない事故（感電、溺水、窒息等）	433	274	254	152	162	385	352	397	336	434
疾病「補償件数」（表4参照）				9,176	9,143	8,872	9,141	8,574	8,512	8,644	9,170	9,359	13,920
負傷＋疾病合計「補償件数」				123,619	123,862	120,294	123,312	121,113	121,328	123,162	128,744	128,670	135,191

表され、これを踏まえた「当面の労災補償の考え方」が示されている。。

5. 労働災害・職業病の統計データ

● 労働災害の総件数

労働災害の総発生件数として公表されているデータは、今のところ存在していない。

労働者死傷病報告書は、「労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は4日以上休業したとき」に、「遅滞なく」、所轄労働基準監督署長に提出しなければならないとされている。また、「休業3日以内」のものは、3か月分をまとめて提出しなければならない（労働安全衛生法施行規則第97条）。しかし、これに基づく「休業3日以内」のデータは公表されていない。

2007年8月7日に公表された総務省行政評価局の「労働安全衛生等に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」が、「休業4日未満の労働災害に関する労働者死傷病報告について、当該データの集計・分析や公表を行うなど、その利用を促進すること」という所見を示し、厚生労働省が2008-09年度に委託した「行政支援研究：休業4日以上と4日未満の死傷災害の比較」研究報告書が、労働者死傷病報告書の様式改善の提案も示して、「休業4日未満労働災害データは、今後の労働災害防止対策の検討に有用である」と結論付けているにもかかわらず、具体的な対応はなされていない。

同報告書の対象には、労災非適用事業に係るものも含む一方で、労災保険の対象となる通勤災害や退職後に発症した職業病、労働者ではない労災保険特別加入者に係る死傷病等は含まれない。

本誌では、労働災害の総件数に代わる数字として、「労災保険事業年報」による労災保険新規受給者数を紹介している（表1（20頁）参照）。

「労災保険事業年報」は、2005年度分以降、厚生労働省ホームページ（統計情報・白書>各種統計調査>厚生労働統計一覧>労働者災害補償保険事業年報、https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/138-1b.html）に掲載されている（当初は概況等のみで、2015年度分以降は全文を掲載。翌年7月頃にまず、前年度の「労災保険事業の保険給付等支払状況」が公表され、その後「労災保険事業年報」が掲載されるというかたちになっている）。

休業4日以上の死傷者数			
年/年度	労働者死傷病報告による	労災保険給付データ及び労働者死傷病報告（労災非適）による	傷病性質コード別労災補償状況による
	「届出件数」	「公表件数」	「補償件数」
1988	223,470	226,318	
1989	216,118	217,964	
1990	207,581	210,108	
1991	196,803	200,633	
1992	186,532	189,589	
1993	180,575	181,900	
1994	173,517	176,047	
1995	164,998	167,316	
1996	160,712	162,862	
1997	154,489	156,726	
1998	144,838	148,248	
1999	141,055	137,316	
2000	139,974	133,948	
2001	140,149	133,598	
2002	132,339	125,918	142,688
2003	132,936	125,750	142,207
2004	132,248	122,804	139,024
2005	133,050	120,354	138,444
2006	134,298	121,378	140,308
2007	131,478	121,356	140,622
2008	129,026	119,291	134,751
2009	114,152	105,718	120,528
2010	116,733	107,759	123,592
2011	117,958	111,349	123,619
2012	119,576		123,862
2013	118,157		120,294
2014	119,535		123,312
2015	116,311		121,113
2016	117,910		121,328
2017	120,460		123,162
2018	127,329		128,744
2019	125,611		128,670
2020	131,156		135,191

注：2011年の届出・公表件数は東日本大震災を直接の原因とするもの（届出1,664人、公表2,827人）を除く。

また、毎年7月第1週の全国安全週間に向けて中央労働災害防止協会から発行されている『安全の指標』が1999年度版から、労災保険新規受給者数のデータを掲載するようになったが、そこで紹介されているのは業務災害分だけで、本誌では、業務災害と通勤災害の合計数を紹介している。「労災保険事業年報」に業務災害と通勤災害の内訳が示されるようになったのは、2000年度版以降のことで、1999年12月21日に旧総務庁行政管理局が旧労働省に対して行った「労災保険業務に関する行政監察結果に基づく勧告・通知」のなかで、「労災保険財政に係る情報開示について…国民にわかりやすい形で公表すること」とされたのを受けて、「労災保険事業年報」の厚さが以前の2倍以上になってからのことである。

● 死亡災害・重大災害

「死亡災害発生状況」については、2012年までは5月頃に「前年における死亡災害・重大災害の発生状況」として公表されていたが、2014年からは「前年の労働災害発生状況」として死亡災害、死傷災害、重大災害を合わせて公表するようになった（なぜか2017年から重大災害がなくなり、死亡災害と死傷災害だけになってしまっている）。2022年は5月30日に公表されている。。

厚生労働省ホームページでは、分野別の政策>雇用・労働>労働基準>安全・衛生>安全衛生関係統計・災害事例>労働災害発生状況で、2007年分からの「労働災害発生状況」統計が入手できるが、2015年分までは死亡災害、死傷災害、重大災害のデータが含まれているものの、2016年以降分には重大災害データが含まれていない（http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei11/rousai-hassei/）。

「死亡災害発生状況」は、『安全の指標』等でも紹介されており、出所は「死亡災害報告より作成」または「安全課調べ」と記載されている。

また、死亡災害に関係する資料としては、労災保険統計の葬祭料・葬祭給付の支給件数を参照することもできる（発生時点ではなく、支給決定時点での集計で、請求の時効が5年であることに留意）。

なお、「重大災害発生状況」は、「重大災害報告より作成」したものとされ、「重大災害」とは、「一時に3人以上の労働者が業務上死傷又はり病した災害事故」のことをいう。

● 死傷災害

前述のとおり、2014年から「前年の労働災害発

生状況」の一部として公表されるようになっている。

以前は「死傷災害（死亡災害及び休業4日以上の死傷災害）」の出所は、「労災保険給付データ及び労働者死傷病報告（労災非適）より作成」とされてきたが、2012年分以降は、「労働者死傷病報告より作成」に代えられている。「労働者死傷病報告データの方が事故の型別分類等がなされていて、今後の対策に生かせるということで変更した。労働災害防止計画の数値目標等も労働者死傷病報告データによる」とのことである。前出の厚生労働省ホームページの「労働災害発生状況」統計に掲載されているデータも、同様に、2012年分から労働者死傷病報告データに代えられている。

他方、厚生労働省の「職場のあんぜんサイト」（http://anzeninfo.mhlw.go.jp/）の「労働災害統計」の各年の「死傷災害発生状況」のなかの、1988～1998年分の「死傷災害発生状況」のうち起因物別・事故の型別データは、明記はされていないものの「労働者死傷病報告」によるデータであろうと思われる。1999年分以降は「『労働者死傷病報告』による死傷災害発生状況」とされている。

もうひとつ、情報公開法が施行されて、「職業病統計に関する一切」を開示請求するようになってから全国安全センターが毎年開示させている「傷病性質コード別労災補償状況」の2002年度分以降に、「負傷（負傷を伴わない事故を含む）」データも掲載されるようになった。内容は、前頁表のとおりである（2009年度以前分は省略）。

この「負傷」合計件数に、その後に続く疾病件数（表4（29頁）参照）を合わせた「負傷+疾病」の合計件数が、9休業4日以上の死傷災害の「補償件数」であろうと考えられる。

「労働者死傷病報告」によるデータは、素直に考えれば、事業主が届け出た報告の件数をそのまま集計したものであろう（「届出件数」と呼ぶことにする）。それと、2011年以前に公表されてきた「労災保険給付データ及び労働者死傷病報告（労災非適）」による数字（「公表件数」と呼ぶ）、さらに「補償件数」を並べてみると、別掲表のようになる。

補償件数には、労働者死傷病報告書を届け出する必要のない、通勤災害、労災保険特別加入者や退職後の発症・死亡等も含まれる。理屈で考えれば、それらを除いた業務災害分だけの補償件数に労災非適用事業に係る労働者死傷病報告件数を加えたものが公表件数ということになりそうな気もするが、そのような説明がなされたことはない。また、公表件数は、（負傷に限定したとしても）補償件数よりもかなり少なく、そのような事情だけでは説明できそうにない。なお、1999年以降、届出件数が公表件数を上回り（網掛け部分）、実際に届け出られた件数よりも少ない件数しか公表されていない状況が続いていたことになる。

どのような理由で、どのように算定されたのかわからない数字が、長年、死傷災害の公表件数とされ、労働災害防止計画等の数値目標としても用いられてきたということ自体が、実に不可解ではある。

● 業務上疾病

厚生労働省ホームページの、分野別の政策>雇用・労働>労働基準>安全・衛生>安全衛生関係統計・災害事例に、2004年分以降の「業務上疾病発生状況等調査」へのリンクが設定されるようになった（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09976.html）。報道発表資料のところには掲載がなく、労働基準分野のトピックス一覧の記載から掲載日が確認できていたのだが、2018年以降分については掲載がみあたらない。

ここにある「業務上疾病発生状況（業種別・疾病別）」は、「暦年中に発生した疾病で翌年3月末までに把握した休業4日以上のもの」で、出所は「業務上疾病調」と記載されており、全国労働衛生週間（10月1～7日）に向けて中央労働災害防止協会から発行されている『労働衛生のしおり』掲載のものと同じものである。後掲の表2（22頁）及び次頁表では、これを「公表件数」として示している。

どちらも、2014年分以降、「死亡」の内数が示されるようになるとともに、熱中症、脳・心臓疾患等、精神障害、その他の内訳も示されるようになった。

この公表件数がどのように算定されているかも、闇の中であった。以前、情報公開法に基づく開示請求も行って厚生労働省に説明を求めたところ、「公表件数」は、労働者死傷病報告をそのまま集

業務上疾病			
年/年度	労働者死傷病報告による	「業務上疾病調」によるとされる	傷病性質コード別労災補償状況による
	「届出件数」	「公表件数」	「補償件数」
2002		7,502	9,045
2003		8,055	8,806
2004	7,159	7,609	8,858
2005	7,413	8,226	9,271
2006	7,635	8,369	11,171
2007	8,099	8,684	10,456
2008	8,341	8,874	10,148
2009	6,968	7,491	8,862
2010	8,111	8,111	9,457
2011	7,779	7,779	9,176
2012	7,743	7,743	9,143
2013	7,310	7,310	8,872

計しているのではなく、例えば、「非災害性」（第3号）として届け出られた「腰痛」を、事情を確認したうえで「災害性」=「負傷による腰痛」（第1号）に振り替え、また、「じん肺及びその合併症」については、届出件数ではなく労災保険給付データを使っている等との説明がなされた。しかし、処理方法を示した文書は存在していないという回答であった。

他方、前出の「職場のあんぜんサイト」には、2004～2009年分について、「労働者死傷病報告」によると明記された「業種別・年別業務上疾病発生状況」データも示されている。2010～2013年分については、「『労働者死傷病報告』による死傷災害発生状況（確定値）」でダウンロードできるエクセル・ファイルのなかに、死亡・休業別内訳も示された「業種別・傷病分類別業務上疾病発生状況」のシートが含まれていたのだが、いつの間にか消されてしまい、2014年分以降も同じである。かつて得られたものも含めて、「労働者死傷病報告」によるデータを「届出件数」と呼ぶことにする。

「補償件数」については、驚くべきことに厚生労働省ホームページには一切掲載されてこなかった。いつできたのか不明だが、厚生労働省ホームページの、分野別の政策>雇用・労働>労働基準>労災補償＞業務上疾病の認定＞業務上疾病の労災補償状況調査結果（全国計）のページがつくられ、最初は2017年度分、その後更新されて現在は2020年度分のみが掲載されている。各年度分の継続的公表を望みたい（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyoumu_00531.html）。

この調査結果には、第一～十一（2009年分以前は一～九）号別の新規支給決定件数、及び、振動障害、じん肺症等、非災害性腰痛、上肢障害、職業がん、脳血管疾患及び虚血性心疾患、精神障害に係る都道府県別データなどが収録されている。この元となる調査については、毎年度、補償課長から指示が出されており、調査内容は微妙に変化している。2021年度は、基補発0802第1号「業務上疾病の労災補償状況調査について」で指示され、12月17日付け補償課職業病認定対策室長補佐事務連絡「令和2年度『業務上疾病の労災補償状況調査結果（全国計）』について」で調査結果が通知されている。

全国安全センターは、情報公開法を使って、1999年度分以降毎年度、「業務上疾病の労災補償に係る統計の一切」の開示請求を行っている。実際に開示されるのは、①「業務上疾病の労災補償状況調査（全国計）」、②「傷病性質コード別労災補償状況」（16頁の表（負傷（負傷を伴わない事故を含む））と表4（29頁－業務上疾病）を合わせた内容）、③「都道府県別請求・決定状況確認表」（表5（32頁）の内容の都道府県別データ）、④「疾病別都道府県別件数表」（表9（42頁）の内容）、⑤「○年度労働基準法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む。）並びに厚生労働大臣が定める疾病に係る新規支給件数」と題された表6（33頁）の内容である。

「それらが何らかの文書・冊子の一部をなしている場合には、当該文書・冊子等のすべて」を開示請求しているが、毎年開示されるている②～⑤は表紙すらない集計表だけである（①は表紙と目次がついている）。

これらのデータは、本誌以外で紹介されることはほとんどないと言ってよい。

別掲表に、「届出件数」「公表件数」「補償件数」を並べてみた。2010～2013年分の届 ［54頁に続く］

表1　死亡災害・死傷災害発生状況、労災保険適用状況及び給付種類別受給者数の推移

年度/年*	労災保険適用事業場数	労災保険適用労働者数	死亡災害発生状況*	死傷災害発生状況（休業4(8)日以上）*	労災保険新規受給者数	障害（補償）給付			傷病（補償）年金新規受給者数	障害・傷病新規受給者数合計
						新規受給者数	一時金	年金		
1947	115,901				85,759	2,276	2,276			2,276
1950	316,260	7,195,752			628,693	49,074	49,074			49,074
1955	559,171	10,244,310	5,050	335,442	554,255	63,838	63,838			63,838
1960	807,822	16,186,190	6,095	468,139	873,547	75,533	75,416	117	883	76,416
1965	856,475	20,141,121	6,046	408,331	1,340,702	73,300	73,028	272	1,051	74,351
1970	1,202,447	26,530,326	6,048	364,444	1,650,164	79,132	74,270	4,862	1,106	80,238
1975	1,535,276	29,075,154	3,725	322,322	1,099,056	57,600	53,387	4,213	1,482	59,082
1980	1,839,673	31,839,595	3,009	335,706	1,098,527	56,350	52,465	3,885	2,619	58,969
1985	2,067,091	36,215,432	2,572	257,240	901,855	50,410	46,648	3,762	1,674	52,084
1987	2,176,827	38,799,735	2,342	232,953	846,508	47,978	44,256	3,722	1,218	49,196
1988	2,270,487	39,724,637	2,549	226,318	832,335	46,966	43,181	3,785	1,135	48,101
1989	2,342,024	41,249,304	2,419	217,964	818,007	44,265	40,759	3,506	891	45,156
1990	2,421,318	43,222,324	2,550	210,108	797,980	42,043	38,716	3,327	814	42,857
1991	2,491,801	44,469,300	2,489	200,633	764,692	40,221	37,108	3,113	804	41,025
1992	2,541,761	45,831,524	2,354	189,589	725,637	38,222	35,215	3,007	791	39,013
1993	2,576,794	46,633,380	2,245	181,900	695,967	37,166	34,132	3,034	752	37,918
1994	2,604,094	47,017,275	2,301	176,047	674,526	35,637	32,564	3,073	697	36,334
1995	2,643,828	47,246,440	2,414	167,316	665,043	34,543	31,433	3,110	815	35,358
1996	2,584,588	47,896,500	2,363	162,862	654,855	33,190	30,087	3,103	814	34,004
1997	2,698,597	48,435,492	2,078	156,726	649,404	33,126	30,202	2,924	778	33,904
1998	2,699,013	48,823,930	1,844	148,248	625,427	32,030	29,039	2,991	739	32,769
1999	2,687,662	48,492,908	1,992	137,316	602,853	30,750	27,855	2,895	722	31,472
2000	2,700,055	48,546,453	1,889	133,948	603,101	29,297	26,558	2,739	637	29,934
2001	2,692,395	48,578,841	1,790	133,598	600,210	28,954	26,414	2,540	606	29,560
2002	2,646,286	48,194,705	1,658	125,918	578,229	27,928	25,237	2,691	604	28,532
2003	2,632,411	47,922,373	1,628	125,750	593,992	27,314	24,543	2,771	880	28,194
2004	2,627,510	48,552,436	1,620	122,804	603,484	26,352	23,776	2,576	818	27,170
2005	2,630,805	49,184,518	1,514	120,354	608,030	25,904	23,387	2,517	599	26,503
2006	2,642,570	50,707,376	1,472	121,378	606,645	25,188	22,787	2,401	551	25,739
2007	2,642,607	51,313,223	1,357	121,356	607,348	25,236	22,811	2,425	635	25,871
2008	2,632,696	52,418,376	1,268	119,291	604,139	24,702	22,404	2,298	782	25,484
2009	2,621,343	52,788,681	1,075	105,718	534,623	24,127	21,813	2,314	578	24,705
2010	2,622,356	52,487,983	1,195	107,759	574,958	22,663	20,487	2,176	651	23,314
2011	2,627,669	52,741,870	1,024	111,349	614,914	22,075	19,967	2,108	547	22,622
2012	2,645,473	53,236,873	1,093	119,576	606,886	22,408	20,377	2,031	547	22,955
2013	2,676,910	54,294,921	1,030	118,157	602,927	22,326	20,265	2,061	429	22,755
2014	2,707,702	55,408,173	1,057	119,535	619,599	22,381	20,381	2,000	471	22,852
2015	2,746,576	56,293,670	972	116,311	618,149	21,885	19,980	1,905	469	22,354
2016	2,787,965	57,484,440	928	117,910	626,526	21,014	19,102	1,912	410	21,424
2017	2,828,062	58,361,548	978	120,460	650,534	20,557	18,730	1,827	356	20,913
2018	2,851,699	59,567,292	909	127,329	686,513	20,670	18,888	1,782	386	21,056
2019	2,858,309	60,433,277	845	125,611	687,455	20,953	19,235	1,718	317	21,270
2020	2,911,191	61,344,331	802	131,156	653,355	47,466	45,674	1,792	353	47,819
2021			867	149,918						

注）　「死亡災害発生状況」及び「死傷災害発生状況」は暦年。それ以外は年度で、業務災害及び通勤災害を含む。
「死傷災害発生状況」は、1973年以降は休業4日以上、1972年以前は休業8日以上のものである。
「死傷災害発生状況」は、2011年以前は労災保険給付データ及び労働者死傷病報告（労災非適）、2012年以降は労働者死傷病報告による。
1995年の「死亡災害発生状況」には、阪神・淡路大震災を直接の原因とする64人、地下鉄サリン事件による2人を含んでいない。
2011年の「死亡災害発生状況」「死傷災害発生状況」には、東日本大震災による1,314人、2,827人を含んでいない。
2020/21年の「死亡災害発生状況」と「死傷災害発生状況」には、新型コロナウイルス感染症による18人/89人と6,041人/19,332人を含んでいる。

年度	葬祭料・葬祭給付受給者数	遺族（補償）給付			新規年金受給者数合計	各年度末年金受給者数						
		新規受給者数	一時金	年金		合計	傷病（補償）年金				障害（補償）年金	遺族（補償）年金
							計	じん肺	せき損	その他		
1947	1,248	1,245	1,245									
1950	4,412	4,585	4,585									
1955	5,010	5,107	5,107									
1960	6,039	6,161	6,161		1,000	3,496	3,379	2,372	965	42	117	
1965	5,880	6,548	6,548		1,323	8,185	6,970	4,469	2,128	373	1,215	
1970	5,898	7,854	1,507	6,347	12,315	54,865	9,331	5,275	3,064	992	20,390	25,144
1975	4,563	6,362	1,310	5,052	10,747	102,451	12,383	6,786	3,533	2,064	41,150	48,918
1980	4,238	5,150	753	4,397	10,901	146,754	21,607	12,487	4,696	4,424	57,276	67,871
1985	3,903	4,540	735	3,805	9,241	177,933	23,927	16,006	4,380	3,541	71,609	82,397
1987	3,570	4,369	704	3,665	8,605	186,558	22,910	15,734	4,110	3,066	76,785	86,863
1988	3,789	4,410	773	3,637	8,557	190,528	22,343	15,499	3,988	2,856	79,284	88,901
1989	3,894	4,502	768	3,734	8,131	193,726	21,496	14,967	3,854	2,675	81,390	90,840
1990	3,846	4,675	819	3,856	7,997	196,763	20,653	14,355	3,743	2,555	83,310	92,800
1991	4,015	4,687	894	3,793	7,710	199,504	19,854	13,769	3,643	2,442	84,978	94,672
1992	3,753	4,657	866	3,791	7,589	202,133	19,021	13,194	3,486	2,341	86,513	96,599
1993	3,767	4,541	867	3,674	7,460	204,699	18,174	12,591	3,325	2,258	88,075	98,450
1994	3,775	4,507	838	3,669	7,439	207,211	17,373	12,030	3,179	2,164	89,588	100,250
1995	4,022	5,128	1,046	4,082	8,007	209,778	16,533	11,390	3,070	2,073	90,918	102,327
1996	3,803	4,933	815	4,118	8,035	212,465	15,915	10,932	2,978	2,005	92,069	104,481
1997	3,666	4,563	899	3,664	7,366	214,489	15,350	10,494	2,893	1,963	93,067	106,072
1998	3,330	3,812	833	2,979	6,709	216,007	14,646	9,940	2,825	1,881	94,096	107,265
1999	3,349	4,165	761	3,404	7,021	217,386	14,029	9,439	2,741	1,849	94,891	108,466
2000	3,231	4,096	807	3,289	6,665	218,386	13,392	8,926	2,653	1,813	95,489	109,505
2001	3,244	4,015	817	3,198	6,344	218,957	12,790	8,415	2,603	1,772	95,785	110,382
2002	3,239	3,894	790	3,104	6,399	219,720	12,202	7,924	2,532	1,746	96,310	111,208
2003	3,399	4,169	757	3,412	7,063	220,953	11,900	7,711	2,458	1,731	96,862	112,191
2004	3,322	3,984	770	3,214	6,608	221,574	11,617	7,490	2,405	1,722	96,979	112,978
2005	3,444	4,138	759	3,379	6,495	221,684	11,099	7,038	2,356	1,705	96,846	113,739
2006	4,017	5,973	1,091	4,882	7,834	223,240	10,581	6,564	2,301	1,716	96,733	115,926
2007	3,865	4,837	940	3,897	6,957	223,735	10,103	6,140	2,263	1,700	96,512	117,120
2008	3,703	4,222	926	3,556	6,376	223,592	9,785	5,890	2,199	1,696	95,989	117,818
2009	3,591	4,124	941	3,444	6,075	223,139	9,316	5,415	2,173	1,728	95,610	118,213
2010	3,621	4,262	895	3,367	6,194	222,280	8,929	5,097	2,119	1,713	94,914	118,437
2011	5,509	6,057	1,348	4,709	7,364	222,192	8,412	4,688	2,050	1,674	94,094	119,686
2012	3,552	4,519	980	3,539	6,117	220,592	7,897	4,261	1,994	1,642	93,072	119,623
2013	3,317	4,020	923	3,097	5,587	218,434	7,399	3,879	1,943	1,577	92,003	119,032
2014	3,462	3,965	960	3,005	5,476	216,226	6,942	3,473	1,883	1,586	90,926	118,358
2015	3,046	3,722	852	2,870	5,244	213,822	6,524	3,144	1,841	1,539	89,787	117,511
2016	2,993	3,653	893	2,760	5,082	210,810	6,079	2,773	1,772	1,534	88,460	116,271
2017	2,919	3,416	880	2,536	2,632	207,601	5,647	2,411	1,739	1,497	87,121	114,833
2018	2,909	3,472	914	2,558	4,726	202,332	5,242	2,125	1,655	1,462	85,770	111,320
2019	2,671	3,185	833	2,352	4,387	200,745	4,855	1,853	1,582	1,420	84,336	111,554
2020	6,868	4,195	1,764	2,431	4,576	197,427	4,580	1,656	1,533	1,391	83,008	109,839
2021												

注）　遺族（補償）年金新規受給者数は、1982年度以降は年金と前払一時金、1968年度以降は年金と附則第42条の新規受給者数の合計
障害（補償）年金は、1965年度以前は1～3級、1966年度以降は1～7級になっている。
傷病（補償）年金は、1976年度以前は長期傷病補償給付の件数。1959年度の数字は、1960年度当初、長期傷病者補補償へ移行した者の件数。
2019年度以降の労災保険給付件数データには、毎月勤労統計調査での不適切調査による追加給付の件数が含まれている（とくに2020年度に集中。葬祭料・葬祭給付、障害（補償）給付、遺族（補償）給付、傷病（補償）年金の当該年度新規受給者数については注意が必要である）。
厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表2-1　業務上疾病の発生状況

号	一			二			三			四			五		
分類	業務上の負傷に起因する疾病			物理的因子による疾病（がんを除く）―有害光線、電離放射線、異常気圧、異常温度、騒音、超音波等			身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病―腰痛、振動障害、頚肩腕障害等			化学物質等による疾病（がんを除く）―労働大臣が指定する化学物質等による疾病を含む。			粉じんの吸入による疾病―じん肺及びその合併症		
年/年度	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差
1979	13,807	11,415	2,392	1,711	1,344	367	1,665	2,782	-1,117	713	398	315	2,491	2,150	341
1980	13,630	11,985	1,645	1,128	1,212	-84	789	2,674	-1,885	621	400	221	2,365	2,108	257
1981	13,269	11,792	1,477	1,646	1,197	449	711	2,451	-1,740	475	458	17	2,249	2,034	215
1982	12,235	11,131	1,104	1,128	1,011	117	447	2,187	-1,740	505	335	170	2,282	2,114	168
1983	11,651	9,731	1,920	821	888	-67	363	1,683	-1,320	426	413	13	2,163	1,899	264
1984	11,242	9,395	1,847	1,293	846	447	372	1,687	-1,315	608	348	260	1,561	1,339	222
1985	11,022	8,834	2,188	1,237	846	391	413	1,617	-1,204	456	309	147	1,387	1,353	34
1986	10,763	8,296	2,467	1,292	1,238	54	532	1,652	-1,120	368	298	70	1,472	1,272	200
1987	9,170	8,035	1,135	730	1,627	-897	733	1,382	-649	399	303	96	1,401	1,327	74
1988	9,598	7,831	1,767	566	1,217	-651	612	1,375	-763	364	279	85	1,308	1,254	54
1989	9,485	8,046	1,439	728	690	38	680	1,221	-541	316	277	39	1,201	1,238	-37
1990	8,759	7,791	968	501	592	-91	543	1,012	-469	331	216	115	1,185	1,144	41
1991	9,146	7,016	2,130	860	523	337	370	1,000	-630	370	260	110	1,103	1,140	-37
1992	8,323	6,683	1,640	729	489	240	240	1,131	-891	343	196	147	1,140	1,060	80
1993	7,306	5,823	1,483	524	411	113	290	1,035	-745	400	225	175	1,025	983	42
1994	7,183	5,406	1,777	733	579	154	235	953	-718	407	239	168	1,259	1,245	14
1995	6,451	5,000	1,451	726	646	80	290	1,097	-807	334	248	86	1,326	1,395	-69
1996	6,521	4,806	1,715	513	602	-89	293	1,163	-870	344	195	149	1,477	1,502	-25
1997	6,034	4,743	1,291	321	656	-335	287	1,330	-1,043	411	258	153	1,415	1,480	-65
1998	6,002	4,693	1,309	567	612	-45	320	1,522	-1,202	330	202	128	1,201	1,424	-223
1999	5,388	4,658	730	395	684	-289	357	1,727	-1,370	238	200	38	1,276	1,385	-109
2000	5,405	4,344	1,061	461	718	-257	438	1,595	-1,157	323	227	96	1,180	1,322	-142
2001	5,652	4,600	1,052	517	824	-307	381	1,514	-1,133	269	153	116	982	1,148	-166
2002	5,277	4,650	627	443	754	-311	346	1,448	-1,102	297	203	94	956	1,139	-183
2003	5,861	4,647	1,214	447	730	-283	393	1,281	-888	316	196	120	856	1,243	-387
2004	5,370	4,530	840	513	766	-253	368	1,283	-915	295	218	77	814	1,233	-419
2005	5,829	4,660	1,169	459	649	-190	425	1,223	-798	315	209	106	767	1,172	-405
2006	5,962	5,051	911	487	619	-132	432	1,449	-1,017	332	298	34	765	1,165	-400
2007	6,252	5,094	1,158	552	747	-195	518	1,494	-976	270	204	66	640	1,032	-392
2008	6,625	5,075	1,550	502	609	-107	490	1,465	-975	231	215	16	587	850	-263
2009	5,721	4,457	1,264	328	479	-151	388	1,223	-835	200	195	5	531	812	-281
2010	5,819	4,620	1,199	865	932	-67	394	1,233	-839	232	219	13	516	800	-284
2011	5,654	4,516	1,138	651	774	-123	381	1,149	-768	267	244	23	439	712	-273
2012	5,688	4,412	1,276	684	797	-113	372	1,193	-821	216	237	-21	361	581	-220
2013	5,253	4,261	992	785	879	-94	346	1,221	-875	221	218	3	334	448	-114
2014	5,445	4,511	934	665	708	-43	420	1,406	-986	205	228	-23	263	438	-175
2015	5,339	4,204	1,135	695	692	3	419	1,323	-904	256	192	64	251	329	-78
2016	5,574	4,127	1,447	703	731	-28	311	1,308	-997	228	191	37	210	321	-111
2017	5,963	4,221	1,742	773	756	17	378	1,322	-944	227	213	14	191	333	-142
2018	5,937	4,263	1,674	1,437	1,264	173	457	1,391	-934	270	210	60	165	277	-112
2019	6,015	4,460	1,555	1,118	1,019	99	457	1,519	-1,062	225	210	15	164	272	-108
2019	6,533	4,491	2,042	1,214	1,071	143	462	1,441	-979	253	213	40	127	222	-95
合計	318,159	258,304	59,855	32,448	34,428	-1,980	19,118	61,162	-42,044	14,207	10,550	3,657	43,386	46,695	-3,309

注）　各号の左欄の数字は、厚生労働省「業務上疾病発生状況」から、疾病分類を労働基準法施行規則別表第1の2に各号別に組み替えたもの。休業4日以上のもの、当該年（暦年）中に発生した疾病で翌年3月末日までに把握したもの、と説明されている。中欄の数字は、「年度別業務上疾病の労災保険新規支給決定件数」（被災労働者等から労災保険の給付請求がなされ、その年度（暦年ではない）中に支給決定がなされたもの。厚生労働省労働

号	六			七			八・九・十・十一			二～十一			一～十一		
分類	細菌、ウイルス等の病原体による疾病			がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による疾病			その他業務に起因することの明らかな疾病等			職業性疾病（二号から十一号までの小計）			計		
年/年度	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差
1979	101	85	16	6	47	-41	50	226	-176	6,737	7,032	-295	20,544	18,447	2,097
1980	48	123	-75	3	41	-38	60	470	-410	5,014	7,028	-2,014	18,644	19,013	-369
1981	48	164	-116	6	49	-43	45	622	-577	5,180	6,975	-1,795	18,449	18,767	-318
1982	51	206	-155	5	60	-55	52	634	-582	4,470	6,547	-2,077	16,705	17,678	-973
1983	41	166	-125	6	68	-62	9	541	-532	3,829	5,658	-1,829	15,480	15,389	91
1984	56	162	-106	4	49	-45	11	440	-429	3,905	4,871	-966	15,147	14,266	881
1985	60	138	-78	0	67	-67	13	256	-243	3,566	4,586	-1,020	14,588	13,420	1,168
1986	108	113	-5	6	64	-58	6	211	-205	3,784	4,848	-1,064	14,547	13,144	1,403
1987	69	140	-71	4	61	-57	4	106	-102	3,340	4,946	-1,606	12,510	12,981	-471
1988	55	141	-86	4	53	-49	16	187	-171	2,925	4,506	-1,581	12,523	12,337	186
1989	40	128	-88	2	67	-65	13	133	-120	2,980	3,754	-774	12,465	11,800	665
1990	87	120	-33	1	51	-50	8	120	-112	2,656	3,255	-599	11,415	11,046	369
1991	92	173	-81	5	80	-75	5	174	-169	2,805	3,350	-545	11,951	10,366	1,585
1992	64	424	-360	2	54	-52	1	125	-124	2,519	3,479	-960	10,842	10,162	680
1993	75	156	-81	6	73	-67	4	108	-104	2,324	2,991	-667	9,630	8,814	816
1994	74	161	-87	9	79	-70	15	121	-106	2,732	3,377	-645	9,915	8,783	1,132
1995	92	118	-26	3	69	-66	8	140	-132	2,779	3,713	-934	9,230	8,713	517
1996	94	143	-49	0	68	-68	8	145	-137	2,729	3,818	-1,089	9,250	8,624	626
1997	74	179	-105	0	38	-38	15	110	-95	2,523	4,051	-1,528	8,5457	8,794	-237
1998	142	183	-41	0	57	-57	12	118	-106	2,572	4,118	-1,546	8,574	8,811	-237
1999	111	132	-21	1	61	-60	51	122	-71	2,429	4,311	-1,882	7,817	8,969	-1,152
2000	215	159	56	0	72	-72	61	146	-85	2,678	4,239	-1,561	8,083	8,583	-500
2001	105	157	-52	1	86	-85	77	259	-182	2,332	4,141	-1,809	7,984	8,741	-757
2002	120	224	-104	3	95	-92	60	533	-473	2,225	4,396	-2,171	7,502	9,046	-1,544
2003	132	136	-4	2	143	-141	48	434	-386	2,194	4,163	-1,969	8,055	8,810	-755
2004	165	190	-25	1	209	-208	83	429	-346	2,239	4,328	-2,089	7,609	8,858	-1,249
2005	248	158	90	5	732	-727	178	461	-283	2,397	4,604	-2,207	8,226	9,264	-1,038
2006	241	214	27	1	1,810	-1,809	149	565	-416	2,407	6,120	-3,713	8,369	11,171	-2,802
2007	257	200	57	9	1,021	-1,012	186	664	-478	2,432	5,362	-2,930	8,684	10,456	-1,772
2008	207	205	2	10	1,080	-1,070	222	649	-427	2,249	5,073	-2,824	8,874	10,148	-1,274
2009	137	133	4	10	1,033	-1,023	176	530	-354	1,770	4,405	-2,635	7,491	8,862	-1,371
2010	126	110	16	6	949	-943	153	594	-441	2,292	4,837	-2,545	8,111	9,457	-1,346
2011	160	189	-29	5	957	-952	222	635	-413	2,125	4,660	-2,535	7,779	9,176	-1,397
2012	186	155	31	4	954	-950	232	814	-582	2,055	4,731	-2,676	7,743	9,143	-1,400
2013	182	160	22	6	939	-933	183	746	-563	2,057	4,611	-2,554	7,310	8,872	-1,562
2014	202	142	60	6	933	-927	209	775	-566	1,970	4,630	-2,660	7,415	9,141	-1,726
2015	201	186	15	3	922	-919	204	726	-522	2,029	4,370	-2,341	7,368	8,574	-1,206
2016	125	129	-4	3	946	-943	186	759	-573	1,766	4,385	-2,619	7,340	8,512	-1,172
2017	105	115	-10	0	924	-924	207	761	-554	1,881	4,424	-2,543	7,844	8,645	-801
2018	171	133	38	1	929	-928	246	703	-457	2,747	4,907	-2,160	8,684	9,170	-486
2019	113	122	-9	2	1,029	-1,027	216	728	-512	2,295	4,899	-2,604	8,310	9,359	-1,049
2020	6,291	4,705	1,586	1	968	-967	157	809	-652	8,505	9,429	-924	15,038	13,920	1,118
合計	11,271	11,277	-6	152	17,987	-17,835	3,861	17,829	-13,968	124,443	199,928	-75,485	442,602	458,232	-15,630

基準局「業務上疾病の労災補償状況調査結果」等。右欄の数字は、左欄の数字から中欄の数字を差し引いたもの。
2020年の六の公表件数6,291件のうち6,041件、補償件数4,705件のうち4,545件は新型コロナウイルス感染症である。
「合計」は、1979年度分からの合計である。厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表2-2 「身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病」の発生状況

分類	三 身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病														
	三-1			三-2			三-3			三-4			三-5		
	重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内蔵脱（重激業務）			重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛（非災害性腰痛）			さく岩機、チェーンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務による手指、前腕等の末梢循環障害、末梢神経障害又は運動機能障害（振動障害）			電話交換の業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による手指の痙攣、手指、前腕等の腱、腱鞘若しくは腱周囲の炎症又は頸肩腕症候群（上肢障害）			1から4までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に起因することの明らかな疾病（その他）		
年/年度	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差
2000	158	241	-83	72	48	24	12	784	-772	134	507	-373	62	15	47
2001	104	179	-75	77	44	33	16	717	-701	144	558	-414	40	16	24
2002	75	147	-72	70	65	5	7	632	-625	150	590	-440	44	14	30
2003	115	149	-34	61	56	5	7	481	-474	149	581	-432	61	14	47
2004	89	138	-49	54	52	2	9	412	-403	154	671	-517	62	10	52
2005	105	133	-28	55	45	10	4	317	-313	180	711	-531	81	17	64
2006	92	126	-34	31	71	-40	6	308	-302	233	924	-691	70	20	50
2007	119	160	-41	57	63	-6	5	315	-310	245	940	-695	92	16	76
2008	89	137	-48	47	72	-25	3	251	-248	246	986	-740	105	19	86
2009	109	136	-27	54	81	-27	3	267	-264	163	726	-563	59	13	46
2010	117	174	-57	58	79	-21	5	263	-258	141	707	-566	73	10	63
2011	87	172	-85	56	40	16	4	272	-268	161	659	-498	73	6	67
2012	90	196	-106	43	53	-10	9	296	-287	139	641	-502	91	7	84
2013	86	206	-120	50	28	22	2	306	-304	140	673	-533	68	8	60
2014	124	244	-120	41	52	-11	3	281	-278	168	823	-655	84	6	78
2015	125	214	-89	29	39	-10	5	276	-271	182	787	-605	78	7	71
2016	75	189	-114	29	49	-20	2	286	-284	153	780	-627	52	4	48
2017	143	189	-46	27	49	-22	4	291	-287	159	834	-675	73	5	68
2018	119	121	-2	27	68	-41	5	281	-276	217	916	-699	89	5	84
2019	118	136	-18	33	82	-49	4	285	-281	210	1,013	-803	92	3	89
2020	143	169	-26	34	79	-45	2	269	-267	200	921	-721	83	3	80

表2-4 「その他業務に起因することの明らかな疾病」等の発生状況

分類	八			九			十一			二-4 異常温度条件による疾病					
	過重な業務による脳血管疾患・心臓疾患等			強い心理的負荷を伴う業務による精神障害			その他業務に起因することの明らかな疾病			熱中症			熱中症以外の異常温度条件による疾病		
年/年度	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差
2014	75	277	-202	39	497	-458	95	0	95	423	332	91	196	60	136
2015	73	251	-178	57	472	-415	74	1	73	464	323	141	178	43	135
2016	69	260	-191	46	496	-450	71	0	71	462	373	89	188	56	132
2017	81	253	-172	55	506	-451	71	0	71	544	414	130	175	56	119
2018	76	238	-162	48	465	-417	122	0	122	1,178	879	299	216	72	144
2019	51	216	-165	58	509	-451	107	2	105	829	631	198	210	388	-178
2020	37	194	-157	62	608	-546	58	5	53	959	709	250	200	72	128

注） 表2-1の注に同じ。

表2-3 「業務上の負傷に起因する疾病」等の発生状況

分類	一 業務上の負傷に起因する疾病						二 物理的因子による疾病（がんを除く）								
	一-1			一-2			二-1			二-2			二-3		
	負傷による腰痛			一-1以外の「業務上の負傷に起因する疾病」			有害光線による疾病			電離放射線による疾病			異常気圧下における疾病		
年/年度	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差
2000	4,622	2,749	1,873	783	1,595	-812	5	9	-4	3	3	0	7	14	-7
2001	4,793	3,106	1,687	859	1,494	-635	6	7	-1	1	0	1	5	11	-6
2002	4,334	3,170	1,164	943	1,480	-537	5	4	1	0	1	-1	3	16	-13
2003	4,765	3,280	1,485	1,096	1,367	-271	8	9	-1	0	3	-3	8	15	-7
2004	4,377	3,158	1,219	993	1,372	-379	7	6	1	0	2	-2	11	21	-10
2005	4,840	3,271	1,569	989	1,389	-400	7	10	-3	0	0	0	16	24	-8
2006	4,889	3,506	1,383	1,073	1,545	-472	6	3	3	0	0	0	20	25	-5
2007	5,230	3,727	1,503	1,022	1,367	-345	9	5	4	0	0	0	18	25	-7
2008	5,509	3,736	1,773	1,116	1,339	-223	7	11	-4	1	0	1	6	20	-14
2009	4,816	3,280	1,536	905	1,177	-272	9	11	-2	1	1	0	3	19	-16
2010	4,960	3,361	1,599	859	1,259	-400	8	9	-1	0	2	-2	10	19	-9
2011	4,766	3,190	1,576	888	1,326	-438	3	11	-8	0	2	-2	12	22	-10
2012	4,789	3,148	1,641	899	1,264	-365	6	20	-14	0	3	-3	11	31	-20
2013	4,388	3,008	1,380	865	1,253	-388	9	11	-2	0	0	0	21	16	5
2014	4,583	3,170	1,413	862	1,341	-479	3	5	-2	1	1	0	13	23	-10
2015	4,521	2,950	1,571	818	1,254	-436	5	10	-5	0	0	0	15	23	-8
2016	4,722	2,894	1,828	852	1,233	-381	9	10	-1	0	0	0	10	26	-16
2017	5,051	2,935	2,116	912	1,286	-374	5	6	-1	0	2	-2	19	21	-2
2018	5,016	2,935	2,081	921	1,328	-407	5	9	-4	0	1	-1	11	23	-12
2019	5,132	3,101	2,031	883	1,359	-476	13	8	5	0	0	0	22	23	-1
2020	5,582	3,136	2,446	951	1,355	-404	9	6	3	0	0	0	6	7	-1

分類	二 物理的因子による疾病（がんを除く）									四 化学物質等による疾病（がんを除く）					
	二-4			二-5			二-6			四-1			四-2		
	異常温度条件による疾病			騒音による耳の疾病			二-1～二-5以外の「物理的因子による疾病」			酸素欠乏症			四-1以外の「化学物質等による疾病」		
年/年度	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差
2000	419	176	243	13	515	-502	14	1	13	21	25	-4	302	202	100
2001	478	272	206	9	532	-523	18	2	16	15	13	2	254	141	113
2002	407	235	172	9	498	-489	19	0	19	10	17	-7	287	186	101
2003	394	218	176	8	481	-473	29	4	25	5	8	-3	311	188	123
2004	467	277	190	9	453	-444	19	7	12	11	19	-8	284	199	85
2005	397	236	161	10	377	-367	29	2	27	9	27	-18	306	181	125
2006	422	273	149	12	314	-302	27	4	23	12	38	-26	320	260	60
2007	474	337	137	9	374	-365	42	6	36	12	13	-1	258	191	67
2008	463	278	185	9	295	-286	16	5	11	11	11	0	220	194	26
2009	288	169	119	10	276	-266	17	3	14	9	10	-1	191	185	6
2010	816	584	232	9	315	-306	22	3	19	4	10	-6	228	209	19
2011	606	441	165	8	297	-289	22	1	21	10	6	4	257	238	19
2012	631	412	219	10	328	-318	26	3	23	12	11	1	204	226	-22
2013	724	485	239	4	365	-361	27	2	25	16	4	12	206	214	-8
2014	619	392	227	6	287	-281	23	0	23	4	12	-8	201	216	-15
2015	642	366	276	7	291	-284	26	2	24	9	4	5	247	188	59
2016	650	429	221	6	265	-259	28	1	27	13	14	-1	215	177	38
2017	719	470	249	8	257	-249	22	0	22	5	8	-3	222	205	17
2018	1,394	951	443	2	279	-277	25	1	24	7	8	-1	263	202	61
2019	1,039	703	336	9	284	-275	35	1	34	5	8	-3	220	202	18
2020	1,159	781	378	11	275	-264	29	2	27	12	6	6	241	207	34

表3-1　定期健康診断・特殊健康診断・じん肺健康診断の実施状況

年度	定期健康診断				特殊健康診断				
	実施事業場数	受診労働者数	有所見者数	有所見率	対象業務数	実施事業場数	受診労働者数	有所見者数	有所見率
1965		9,370,497	574,578	6.1%	24	8,927	226,979	24,048	10.6%
1970		11,199,917	562,894	5.0%	30	14,865	304,793	30,735	10.1%
1975		10,901,527	733,029	6.7%	67	30,446	557,224	29,962	5.4%
1977		11,154,186	822,923	7.4%	67	40,028	715,842	30,241	4.2%
1978		11,132,487	895,605	8.0%	67	42,033	744,875	27,354	3.7%
1979		11,158,472	957,986	8.6%	67	66,285	1,146,421	30,930	2.7%
1980		11,306,990	990,149	8.8%	72	71,976	1,213,867	30,546	2.5%
1981		10,333,192	916,522	8.9%	72	74,710	1,256,283	31,710	2.5%
1982		10,408,511	953,393	9.2%	72	76,805	1,333,751	31,695	2.4%
1983		10,625,676	991,035	9.3%	72	78,031	1,342,082	27,498	2.0%
1984		10,618,339	970,752	9.1%	72	80,224	1,384,123	27,674	2.0%
1985		10,733,013	1,005,929	9.4%	72	81,689	1,436,463	24,429	1.7%
1986		10,900,258	1,065,354	9.8%	72	81,573	1,441,636	22,583	1.6%
1987		10,859,413	1,100,724	10.1%	72	81,245	1,425,720	21,447	1.5%
1988		10,586,406	1,123,126	10.6%	72	81,069	1,418,294	19,971	1.4%
1989	50,730	9,232,997	1,117,564	12.1%	72	80,242	1,415,940	25,015	1.8%
1990	55,178	10,009,681	2,367,251	23.6%	72	75,746	1,376,847	31,994	2.3%
1991	56,024	10,911,023	2,990,890	27.4%	72	73,617	1,385,573	41,844	3.0%
1992	54,916	10,825,454	3,483,525	32.2%	72	75,131	1,509,273	47,995	3.2%
1993	58,004	11,187,605	3,762,451	33.6%	72	76,986	1,553,650	52,353	3.4%
1994	59,555	11,317,518	3,920,311	34.6%	72	76,051	1,558,666	55,969	3.6%
1995	60,638	11,331,900	4,124,407	36.4%	72	76,021	1,536,772	78,198	5.1%
1996	61,305	11,284,849	4,288,473	38.0%	72	76,355	1,554,080	80,661	5.2%
1997	80,288	11,549,676	4,567,081	39.5%	72	77,503	1,585,063	84,125	5.3%
1998	83,458	11,158,358	4,595,662	41.2%	72	78,099	1,606,353	93,438	5.8%
1999	86,541	11,426,033	4,901,172	42.9%	72	79,421	1,608,603	94,686	5.9%
2000	87,797	11,451,050	5,097,590	44.5%	72	80,153	1,609,154	95,656	6.0%
2001	88,916	11,426,677	5,273,677	46.2%	72	79,628	1,596,593	92,718	5.8%
2002	93,416	11,886,644	5,552,412	46.7%	72	80,989	1,626,958	96,795	5.9%
2003	94,073	11,794,484	5,577,816	47.3%	72	79,055	1,637,878	97,328	5.9%
2004	95,795	11,933,703	5,683,544	47.6%	72	81,986	1,661,201	101,039	6.1%
2005	97,238	12,099,886	5,855,413	48.4%	72	85,938	1,739,513	107,777	6.2%
2006	101,294	12,547,368	6,162,931	49.1%	72	88,577	1,883,529	114,142	6.1%
2007	104,177	12,796,048	6,385,219	49.9%	72	88,556	1,955,230	123,809	6.3%
2008	112,180	14,005,978	7,181,567	51.3%	72	91,016	2,099,488	135,540	6.5%
2009	105,476	12,995,607	6,799,421	52.3%	72	86,879	1,985,552	122,841	6.2%
2010	116,780	14,539,258	7,629,997	52.5%	72	92,879	2,138,360	134,272	6.3%
2011	108,525	13,121,381	6,913,366	52.7%	72	90,217	2,093,544	129,499	6.2%
2012	110,104	13,096,696	6,900,380	52.7%	72	92,394	2,101,445	131,454	6.3%
2013	112,328	13,262,069	7,031,313	53.0%	72	101,452	2,229,617	134,434	6.0%
2014	114,982	13,492,886	7,183,780	53.2%	72	110,489	2,347,420	135,678	5.8%
2015	115,806	13,476,904	7,222,817	53.6%	72	129,812	2,575,063	144,842	5.6%
2016	118,031	13,650,292	7,338,890	53.8%	72	140,351	2,715,575	154,762	5.7%
2017	119,726	13,597,456	7,353,945	54.1%	72	145,751	2,803,099	163,247	5.8%
2018	120,914	13,617,710	7,559,845	55.5%	72	149,338	2,897,286	171,447	5.9%
2019	150,914	18,115,778	10,323,944	57.0%	72	162,029	3,196,111	197,928	6.2%
2020	116,717	12,480,197	7,301,931	58.5%	72	149,338	2,886,849	164,214	5.7%

注）　健康診断結果調、特殊健康診断結果調（じん肺健康診断を除く）、じん肺健康診断結果調による。網掛部分は「現在数値を精査中」とされている。
1989年10月より、定期健康診断の項目等が改正。特殊健康診断では、1989年10月より、有機溶剤及び鉛健康診断の項目等が改正。
厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。「定期健康診断」の2016～18年度の数値は「現在数値を精査中」とされている。

年度	じん肺健康診断							
	受診 労働者数	管理1 有所見者	管理2	管理3	管理4	有所見者合計	合併症 り患者数	有所見率
1965	162,467	8,996	3,973	850	415	14,234		8.8%
1970	173,331	10,010	3,639	736	257	14,642		8.4%
1975	203,709	12,716	5,055	1,080	318	19,169		9.4%
1977	225,964	13,786	4,923	1,233	368	20,310		9.0%
1978	216,915	7,108	9,921	2,792	286	20,107	66	9.3%
1979	246,829		27,808	7,571	198	35,577	209	14.4%
1980	259,899		34,133	8,132	122	42,387	172	16.3%
1981	271,775		36,872	7,787	148	44,807	177	16.5%
1982	265,720		38,099	8,010	126	46,235	147	17.4%
1983	260,565		37,183	7,120	137	44,440	133	17.1%
1984	262,024		34,958	6,231	81	41,270	102	15.8%
1985	260,629		33,391	5,905	80	39,376	87	15.1%
1986	251,822		34,232	5,614	75	39,921	140	15.9%
1987	237,310		29,111	4,645	93	33,849	104	14.3%
1988	228,425		27,164	4,209	64	31,437	60	13.8%
1989	219,624		25,364	3,864	66	29,294	63	13.3%
1990	216,420		22,184	3,557	74	25,815	93	11.9%
1991	229,139		22,799	3,475	50	26,324	47	11.5%
1992	220,988		18,782	3,249	52	22,083	63	10.0%
1993	219,607		19,888	3,138	36	23,062	27	10.5%
1994	215,174		19,107	2,969	43	22,119	54	10.3%
1995	212,586		16,304	2,761	110	19,175	71	9.0%
1996	209,520		15,958	2,520	42	18,520	32	8.8%
1997	214,819		14,626	2,087	30	16,743	40	7.8%
1998	206,138		13,514	1,993	23	15,530	20	7.5%
1999	191,432		13,143	1,677	12	14,832	58	7.7%
2000	187,323		10,610	1,421	22	12,053	24	6.4%
2001	191,707		9,880	1,375	21	11,276	14	5.9%
2002	190,946		8,170	1,120	20	9,310	9	4.9%
2003	183,961		6,380	912	12	7,304	8	4.0%
2004	202,885		6,279	827	7	7,113	8	3.5%
2005	196,841		5,245	713	14	5,972	7	3.0%
2006	225,183		5,167	729	12	5,908	10	2.6%
2007	224,651		4,637	620	7	5,264	7	2.3%
2008	244,993		4,146	592	14	4,752	4	1.9%
2009	213,784		3,951	494	10	4,455	4	2.1%
2010	243,636		3,445	459	11	3,915	9	1.6%
2011	234,477		2,843	378	14	3,235	6	1.4%
2012	235,923		2,633	324	8	2,965	7	1.3%
2013	243,740		2,186	295	12	2,493	5	1.0%
2014	251,730		1,967	246	12	2,225	1	0.9%
2015	249,759		1,691	229	15	1,935	3	0.8%
2016	269,763		1,573	221	13	1,807	2	0.7%
2017	262,056		1,456	219	9	1,684	4	0.6%
2018	279,405		1,161	195	10	1,366	3	0.5%
2019	318,984		1,011	187	13	1,211	4	0.4%
2020	271,502		945	159	12	1,116	2	0.4%

注）　1978年にじん肺管理区分が改正されている。じん肺管理区分の決定状況には、随時申請によるものは含まれていない。
厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表3-2　定期健康診断実施結果（項目別の有所見率等）

（%）

年度	聴力（1000Hz）	聴力（4000Hz）	聴力（その他）	胸部X線検査	喀痰検査	血圧	貧血検査	肝機能検査	血中脂質検査	血糖検査	尿検査（糖）	尿検査（蛋白）	心電図検査	有所見者率
1990	5.1	8.2	0.9	1.6	1.0	7.1	4.2	8.7	11.1		2.7	1.8	6.2	23.6
1991	5.2	9.3	1.1	2.6	0.9	7.7	4.9	10.1	13.6		3.1	2.1	6.8	27.4
1992	5.2	9.9	0.9	2.1	0.9	8.1	5.0	11.3	15.8		3.1	2.3	7.6	32.2
1993	5.0	10.0	0.9	2.1	0.7	8.4	5.2	11.8	17.2		3.3	2.4	7.8	33.6
1994	4.9	9.9	0.9	2.3	0.8	8.5	5.8	11.8	18.3		3.2	2.7	8.0	34.6
1995	4.7	9.9	0.7	2.4	0.7	8.8	5.8	12.7	20.0		3.5	2.7	8.1	36.4
1996	4.5	9.8	0.8	2.6	0.9	9.2	5.8	12.6	20.9		3.4	2.8	8.3	38.0
1997	4.4	9.7	0.8	2.7	1.1	9.3	6.0	13.1	22.0		3.4	3.0	8.3	39.5
1998	4.4	9.4	0.8	2.9	1.9	9.7	6.2	13.7	23.0		3.5	3.3	8.5	41.2
1999	4.2	9.3	0.8	3.1	1.4	9.9	6.2	13.8	24.7	7.9	3.3	3.2	8.7	42.9
2000	4.1	9.1	0.8	3.2	1.5	10.4	6.3	14.4	26.5	8.1	3.3	3.4	8.8	44.5
2002	3.9	8.7	0.7	3.3	1.4	11.5	6.6	15.5	28.4	8.3	3.2	3.5	8.8	46.7
2003	3.8	8.5	0.7	3.4	1.6	11.9	6.5	15.4	29.1	8.3	5.1	3.2	8.9	47.3
2004	3.7	8.4		3.6	1.5	12.0	6.5	15.3	28.7	8.3	3.1	3.5	8.9	47.6
2005	3.7	8.2		3.7	1.5	12.3	6.7	15.6	29.4	8.3	3.1	3.5	9.1	48.4
2006	3.6	8.2		3.9	1.8	12.5	6.9	15.1	30.1	8.4	2.9	3.7	9.1	49.1
2007	3.6	8.1		4.0	2.0	12.7	7.0	15.1	30.8	8.4	2.8	4.0	9.2	49.9
2008	3.6	7.9		4.1	2.0	13.8	7.4	15.3	31.7	9.5	2.7	4.1	9.3	51.3
2009	3.6	7.9		4.2	1.8	14.2	7.6	15.5	32.6	10.0	2.7	4.2	9.7	52.3
2010	3.6	7.6		4.4	2.0	14.3	7.6	15.4	32.1	10.3	2.6	4.4	9.7	52.5
2011	3.6	7.7		4.3	1.7	14.5	7.6	15.6	32.2	10.4	2.7	4.2	9.7	52.7
2012	3.6	7.7		4.3	2.2	14.5	7.4	15.1	32.4	10.2	2.5	4.2	9.6	52.7
2013	3.6	7.6		4.2	1.9	14.7	7.5	14.8	32.6	10.2	2.5	4.2	9.7	53.0
2014	3.6	7.5		4.2	1.9	15.1	7.4	14.6	32.7	10.4	2.5	4.2	9.7	53.2
2015	3.5	7.4		4.2	1.8	15.2	7.6	14.7	32.6	10.9	2.5	4.3	9.8	53.6
2016	3.6	7.4		4.2	1.8	15.4	7.8	15.0	32.2	11.0	2.7	4.3	9.9	53.8
2017	3.6	7.3		4.2	1.9	15.7	7.8	15.2	32.0	11.4	2.8	4.4	9.9	54.1
2018	3.7	7.4		4.3	2.3	16.1	7.7	15.5	31.8	11.7	2.8	4.3	9.9	55.5
2019	3.5	6.9		4.6	1.6	16.2	7.7	15.9	32.0	11.9	2.9	4.4	10.0	57.0
2020	3.9	7.4		4.5	2.1	17.9	7.7	17.0	33.3	12.1	3.2	4.0	10.3	58.5

注）　「有所見者率」は労働安全衛生規則第44条及び第45条で規定する健康診断項目のいずれかが有所見であった者（他覚所見のみを除く）の人数を受診者数で割った値である。
網掛部分=2016～18年度の数値は「現在数値を精査中」とされている。

表4 業務上疾病の新規支給決定件数

分類 大	分類 小	分類 CODE	疾病分類項目	年度 2016	2017	2018	2019	2020
一			**業務上の負傷に起因する疾病**	**4,127**	**4,221**	**4,263**	**4,460**	**4,491**
		01	頭部又は顔面部の負傷による慢性硬膜下血腫、外傷性遅発性脳卒中、外傷性てんかん等の頭蓋内疾患	459	515	574	532	557
		02	脳、脊髄及び末梢神経等神経系の負傷による皮膚、筋肉、骨及び胸腹部臓器の疾患	49	45	42	65	57
		03	胸部又は腹部の負傷による胸膜炎、心膜炎、ヘルニア(横隔膜ヘルニア、腹膜瘢痕ヘルニア等)等の胸腹部臓器の疾患	178	187	143	156	190
		04	負傷(急激な力の作用による内部組織の負傷を含む)による腰痛	2,894	2,935	2,935	3,101	3,136
		05	脊柱又は四肢の負傷による破傷風等の細菌感染症(負傷による腰痛を除く)	68	58	63	86	80
		06	皮膚等の負傷による破傷風等の細菌感染症	154	146	155	163	147
		07	業務上の負傷又は異物の侵入、残留による眼疾患その他の臓器の疾患	271	285	304	302	262
		08	爆発その他事故的な事由による風圧、音響等に起因する業務性難聴等の耳の疾患	36	23	29	39	36
		99	CODE01から08までに掲げるもの以外の業務上の負傷に起因する疾病	18	27	18	16	26
二			**物理的因子による次に掲げる疾病**	**731**	**756**	**1,264**	**1,019**	**1,071**
			(有害光線による疾病)					
1		01	紫外線にさらされる業務による前眼部疾患又は皮膚疾患	7	3	7	4	5
2		02	赤外線にさらされる業務による網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患	1			2	
3		03	レーザー光線にさらされる業務による網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患	2	3	1	2	1
4		04	マイクロ波にさらされる業務による白内障等の眼疾患			1		
5		05	電離放射線にさらされる業務による急性放射線症、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨壊死その他の放射線障害		2	1		
			(皮膚障害)					
			(白内障)					
			(急性放射線症)					
			(再生不良性貧血)					
			(造血器障害)					
			(異常気圧による疾病)					
6		06	高圧室内作業又は潜水作業に係る業務による潜函病又は潜水病	10	10	8	7	2
7		07	気圧の低い場所における業務による高山病又は航空減圧症	16	11	15	16	5
			(異常温度条件による疾病)					
8		08	暑熱な場所における業務による熱中症	373	414	879	631	709
9		09	高熱物体を取り扱う業務による熱傷	31	20	30	40	27
10		10	寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務による凍傷	25	36	42	32	45
11		11	著しい騒音を発する場所における業務による難聴等の耳の疾患	265	257	279	284	275
12		12	超音波にさらされる業務による手指等の組織壊死					
13		99	1から12までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他物理的因子にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	1		1	1	2
三			**身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する次に掲げる疾病**	**1,308**	**1,322**	**1,391**	**1,519**	**1,441**
1		01	重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱(腰痛を除く。)	189	143	121	136	169
2		02	重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛(負傷に起因する腰痛を除く。)	49	49	68	82	79
3		03	さく岩機、鋲打ち機、チェーンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務による手指、前腕等の抹梢循環障害、抹梢神経障害又は運動器障害	286	291	281	285	269
4		04-09	電子計算機への入力を反復して行う業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による後頭部、頸部、肩甲帯、上腕、前腕又は手指の運動器障害	780	834	916	1,013	921
5		99	1から4までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に起因することの明らかな疾病	4	5	5	3	3

分類 大	分類 小	分類 CODE	疾病分類項目	年度 2016	2017	2018	2019	2020
四			化学物質等による次に掲げる疾病	191	213	210	210	213
1		01	労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む。）にさらされる業務による疾病であって、労働大臣が定めるもの（内訳は表6参照）	70	71	62	69	67
2		02	フッ素樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による悪寒、発熱等の症状を伴う呼吸器疾患					
		03	塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜及び気道粘膜の炎症等の疾患		3	3	2	3
3		04	すす、鉱物油、うるし、タール、セメント、アミン糸の樹脂硬化剤等にさらされる業務による皮膚疾患	17	11	14	15	11
4		05	蛋白分解酵素にさらされる業務による皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	4	1	1	1	5
5		06	木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場合における業務又は抗生物質等にさらされる業務によるアレルギー性の鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	1	4	2	2	19
6		07	落綿等の粉じんを飛散する場所における業務による呼吸器疾患	11	3	5	6	4
7			石綿にさらされる業務による良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚	55	88	87	77	69
		08	（良性石綿胸水）	(20)	(39)	(34)	(27)	(22)
		09	（びまん性胸膜肥厚）	(35)	(49)	(53)	(50)	(47)
8		10	空気中の酸素濃度の低い場所における業務による酸素欠乏症	14	8	8	8	6
9		99	1から8までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他化学物質等にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	19	24	28	30	29
五		56	粉じんを飛散する場合における業務によるじん肺症又はじん肺法（昭和35年法律第30号）に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号）第1条各号に掲げる疾病	321	332	277	272	222
		01	（管理4）	(102)	(111)	(96)	(90)	(83)
		02	（肺結核）	(2)	(4)	(3)	(6)	(3)
		03	（結核性胸膜炎）				(3)	
		04	（続発性気管支炎）	(149)	(149)	(120)	(117)	(82)
		05	（続発性気管支拡張症）	(3)	(2)	(3)	(1)	(3)
		06	（続発性気胸）	(17)	(25)	(15)	(19)	(13)
		07	（原発性肺がん）	(48)	(41)	(40)	(36)	(38)
六			細菌、ウイルス等の病原体による次に掲げる疾病	129	115	133	122	4,705
1		01-04	患者の診療若しくは看護の業務、介護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患	101	74	94	88	112
		01	（患者の診療の業務）	(9)	(15)	(10)	(8)	(6)
		02	（患者の看護の業務）	(37)	(25)	(32)	(29)	(34)
		03	（介護の業務）	(51)	(31)	(49)	(49)	(72)
		04	（研究その他の目的で病原体を取り扱う業務）	(4)	(3)	(3)	(2)	
2		05	動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又はぼろ等の古物を取り扱う業務によるブルセラ症、炭疽病等の伝染性疾患	2	1	7	3	3
3		06	湿潤地における業務によるワイル病等のレプトスピラ症	2	1		1	1
4		07	屋外における業務による恙虫病	10	9	7	11	15
5		99	1から4までに掲げるもののほか、これらの疾患に付随する疾患その他細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	14	30	25	19	29
1or5			新型コロナウイルス感染症					4,545
七			がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病	946	924	929	1,029	968
1		01	ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	2	2	3	1	
2		02	ベーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍	4	3	1	1	1
3		03	4-アミノジフェニンにさらされる業務による尿路系腫瘍					
4		04	4-ニトロジフエニルにさらされる業務による尿路系腫瘍					
5		05	ビス（クロロメチル）エーテルにさらされる業務による肺がん					
7		06	ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん					
8		07-08	石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫	926	899	910	1,016	947

分類 大	分類 小	CODE	疾病分類項目	年度 2016	2017	2018	2019	2020
8		07	（石綿に曝される業務による肺がん）	（386）	（335）	（376）	（375）	（340）
		08	（石綿に曝される業務による中皮腫）	（540）	（564）	（534）	（641）	（607）
9		09	ベンゼンにさらされる業務による白血病					
10		10-11	塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫又は肝細胞がん					
14		12-18	電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫	2	2	2	1	6
		12	（白血病）	（1）	（1）		（1）	
		13	（肺がん）			（1）		
		14	（皮膚がん）		（1）			（6）
		15	（骨肉腫）					
		16	（甲状腺がん）	（1）		（1）		
		17	（多発性骨髄腫）					
		18	（非ホジキンリンパ腫）					
15		19	オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍					
16		20	マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍					
17		21	コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん	2	10	10	3	3
18		22	クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん		2			1
19		23	ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん					
20		24	砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん					
21		25	すす、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん	1		1		
6		26	ベリリウムにさらされる業務による肺がん					
12		27	1,2-ジクロロプロパンにさらされる業務による胆管がん	1	1		4	1
13		28	ジクロロメタンにさらされる業務による胆管がん				2	3
11		28	オルトートルイジンにさらされる業務による膀胱がん	1	1	1	1	1
22		99	1から17までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病	7	4	1		5
八		01	長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務による脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止（心臓性突然死を含む。）若しくは解離性大動脈瘤又はこれらの疾病に付随する疾病	260	253	238	216	194
			（脳血管疾患）	（154）	（159）	（142）	（135）	（113）
			（虚血性心疾患等）	（106）	（94）	（96）	（81）	（81）
九		01	人の生命に関わる事故への遭遇その他心理的に過度の負担を与える事象を伴う業務による精神及び行動の障害又はこれに付随する疾病	498	506	465	509	608
十			前各号に掲げるもののほか、中央労働基準審議会の議を経て労働大臣の指定する疾病	1	2	0	2	2
		01	超硬合金の粉じんを飛散する場所における業務による気管支肺疾患	（1）	（2）		（1）	（2）
		02	亜鉛黄又は黄鉛を製造する工程における業務による肺がん					
		03	ジアニシジンにさらされる業務による尿路系腫瘍				（1）	
十一		01	その他業務に起因することの明らかな疾病	0	0	0	1	5
			［じん肺症患者に発生した肺がん］2003年度以降第五号へ移行					
			［脳血管疾患/虚血性心疾患等］ 2010年度以降第八号へ移行					
			［精神障害等］ 2010年度以降第九号へ移行					
			合計	8,512	8,644	9,170	9,359	13,920
			A：具体的列挙規定に係る業務上疾病の合計	8,467	8,581	9,110	9,305	13,847
			B：包括的救済規定に係る業務上疾病の合計	45	63	60	54	73
			A/（A+B）	99.5%	99.3%	99.3%	99.4%	99.5%

注）　「分類」の「CODE」は「傷病性質コード」。(1) 同一労働災害で異なる性質の疾病を受けた場合又は同一の業務で異なる有害因子を二以上うけて複合的な疾病が発生した場合は、比較的重い傷病性質により分類すること。(2) その数種の傷病の重さが同程度である場合は、この表の上位のコード（小さな番号）に分類する。(3) 原疾患に付随して生じた疾病については、原疾患と同一コードに分類する。

表5 業務上疾病の新規請求件数、支給・不支給決定件数（情報が開示されているもの）

分類	疾病分類項目（労基則別表第1の2）	2018（平成30）年度			2019（令和元）年度			2020（令和2）年度		
		請求	支給	不支給	請求	支給	不支給	請求	支給	不支給
三2	重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛	187	68	109	192	82	93	228	79	137
三4	せん孔、印書、電話交換又は速記の業務、金銭登録機を使用する業務、引金付き工具を使用する業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による手指の痙攣、手指、前腕等の腱、腱鞘若しくは腱周囲の炎症又は頚肩腕症候群	1,542	916	474	1,634	1,013	479	1,507	921	507
七	**がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病**	1,099	931	99	1,145	1,029	77	1,038	963	74
1	ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	3	3	1	1	1	0	0	0	0
2	ベーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍	2	1	0	0	1	0	1	1	0
3	4-アミノジフエニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	4-ニトロジフエニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	ビス（クロロメチル）エーテルにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	ベリリウムにさらされる業務による肺がん	0	0	0	1	0	0	0	0	0
7	ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	石綿にさらされる業務による肺がん	649	534	31	677	641	21	408	340	45
8	石綿にさらされる業務中皮腫	417	376	61	443	375	45	615	607	26
9	ベンゼンにさらされる業務による白血病	0	0	0	0	0	0	1	0	0
10	塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫				1	0	0	0	0	0
11	オルトートルイジンにさらされる業務による膀胱がん	0	0	0	2	1	2	0	1	0
12	1,2-ジクロロプロパンにさらされる業務による胆管がん	2	0	0	2	4	2	2	1	0
13	ジクロロメタンロパンにさらされる業務による胆管がん	3	1	2	3	2	1	2	3	0
14	電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫	0	2	0	4	1	2	6	6	3
15	オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16	マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん	9	10	0	5	3	0	3	3	0
18	クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん	2	2	0	1	0	0	0	1	0
19	ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20	砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん	1	1	0	0	0	0	0	0	0
21	すず、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22	1から17までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病	11	1	4	5	0	4	0	0	0
十	亜鉛黄又は黄鉛を製造する工程における業務による肺がん	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ジアニシジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	2	1	0	1	0	0
八	非災害性脳血管疾患	550	142	285	577	135	293	784	194	471
	非災害性虚血性心疾患等	327	96	166	359	81	175	285	81	180
九	精神障害等	1,820	465	996	2,060	509	1,077	2,051	608	1,298
	新型コロナウイルス感染症							8,467	4,545	194
	請求・不支給件数が判明しているものの合計	5,525	2,618	2,129	5,969	2,850	2,194	14,361	7,391	2,861

表6 化学物質による業務上疾病（第四号1）の内訳別新規支給決定件数

分類 大	分類 小	分類 CODE	疾病分類項目	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	1996～合計
四	1	枝番	労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む）にさらされる業務による疾病であって、労働大臣が定めるもの	79	74	69	82	79	70	71	62	69	67	2,170
		1	アンモニア	4	2	1	1	4	1	2	1			41
		2	塩酸（塩化水素を含む）		2	2	3	1	6	1		1		63
		3	硝酸		2		1			1	2	1	2	42
		4	水酸化カリウム	3	1	2	2			3	2	1	2	32
		5	水酸化ナトリウム	6	7	10	7	8	5	10	3	6	7	211
		6	水酸化リチウム											0
		7	弗化水素酸（弗化水素を含む。以下同じ）		1	1	3	3	3	2		3	1	70
		8	硫酸	1	2		1	1	1			7	2	42
		9	亜鉛等の金属ヒューム	2	2			1	1	1	2	1	3	46
		10	アルキル水銀化合物（アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。以下同じ）											0
		11	アンチモン及びその化合物											0
		12	塩化亜鉛	1									1	10
		13	塩化白金酸及びその化合物											0
		14	カドミウム及びその化合物											0
		15	クロム及びその化合物	3		2	2	1						24
		16	コバルト及びその化合物				1					1		11
		17	四アルキル鉛化合物											0
		18	水銀及びその化合物（アルキル水銀化合物を含む）											12
		19	セレン及びその化合物（セレン化水素を除く）	1										2
		20	セレン化水素											1
		21	鉛及びその化合物（四アルキル鉛化合物を除く）	4	3		2	1			1	9		48
		22	ニッケルカルボニル											4
		23	バナジウム及びその化合物											1
		24	砒化水素											2
		25	砒素及びその化合物（砒化水素を除く）											4
		26	ブチル錫					1		1				14
		27	ベリリウム及びその化合物				1	2						6
		28	マンガン及びその化合物			1		1		6				14
		29	塩素	2	8	2	5	2	5		5	3	4	107
		30	臭素		1									9
		31	弗素及びその無機化合物（弗化水素酸を除く）		1					1	2		1	20
		32	沃素											0
		33	一酸化炭素	21	24	22	28	24	27	24	22	16	20	540
		34	黄りん							1				1
		35	カルシウムシアナミド											1
		36	シアン化水素、シアン化ナトリウム等のシアン化合物				1				1			9
		37*	二酸化硫黄			1						1		8
		38	二酸化窒素	1			1	2	1		1	1		28
		39	二酸化炭素	1										8
		40	ヒドラジン	1										6
		41	ホスゲン	1					1					6
		42	ホスフィン											1
		43	硫化水素	4	1	7	8	3	3	2	2	2	1	78
		44	塩化ビニル				1							1

分類 大	分類 小	分類 CODE	疾病分類項目	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	1996～合計
		45	塩化メチル											0
		46	クロロプレン											1
		47*	クロロホルム											5
		48*	四塩化炭素											2
		49*	1･2-ジクロルエタン（別名二塩化エチレン）											0
		50*	1･2-ジクロルエチレン（別名二塩化アセチレン）											1
		51*	ジクロルメタン	2	1	1						2		24
		52	臭化エチル											1
		53	臭化メチル	1	2									19
		54*	1･1･2･2-テトラクロルエタン（別名四塩化アセチレン）											0
		55*	テトラクロルエチレン（別名パークロルエチレン）											3
		56*	1･1･1-トリクロルエタン											5
		57*	1･1･2-トリクロルエタン											0
		58*	トリクロルエチレン	1	1	2	1	1			1		2	17
		59*	ノルマルヘキサン	1								1		12
		60	沃化メチル											1
		61	アクリル酸エチル										1	2
		62	アクリル酸ブチル								1			1
		63	アクロレイン											1
		64*	アセトン	2		2	1					1	1	23
		65*	イソアミルアルコール（別名イソペンチルアルコール）											2
		66*	エチルエーテル											1
		67	エチレンクロルヒドリン											0
		68*	エチレングリコールモノメチルエーテル（別名メチルセロソルブ）											1
		69*	酢酸アミル											0
		70*	酢酸エチル			1				1	1		1	10
		71*	酢酸ブチル											3
		72*	酢酸プロピル											2
		73*	酢酸メチル											0
		74	2-シアノアクリル酸メチル											0
		75	ニトログリコール											2
		76	ニトログリセリン											0
		77	2-ヒドロキシエチルメタクリレート											2
		78	ホルムアルデヒド	1		1	2	1	1	2	1			21
		79	メタクリル酸メチル											1
		80*	メチルアルコール	1	1					1	1	1	1	19
		81	メチルブチルケトン											2
		82*	硫酸ジメチル											4
		83	アクリルアミド											2
		84	アクリルニトリル	1				1					1	5
		85	エチレンイミン											5
		86	エチレンジアミン											4
		87	エピクロルヒドリン											9
		88	酸化エチレン	1				1		1		1		14
		89	ジアゾメタン											0
		90	ジメチルアセトアミド		1									4
		91*	ジメチルホルムアミド		1	1		1						23
		92	ヘキサメチレンジイソシアネート			1	2							5

分類 大	分類 小	分類 CODE	疾病分類項目	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	1996～合計
		93	無水マレイン酸											2
		94	イソホロンジイソシアネート										1	3
		95*	シクロヘキサノール											1
		96*	シクロヘキサン										1	3
		97	ジシクロヘキシルメタン-4･4'-ジイソシアネート										1	6
		98*	キシレン	3	3	3		2		1	1	2	1	52
		99*	スチレン					1						6
		100*	トルエン	2	4	4	3	7	6	4	1	2	6	135
		101	パラ-tert-ブチルフェノール											0
		102	ベンゼン	1							1	1		5
		103	塩素化ナフタリン							1				1
		104	塩素化ビフェニル（別名PCB）											0
		105*	ベンゼンの塩化物				1	1						6
		106	アニシジン											3
		107	アニリン	1				1						7
		108	クロルジニトロベンゼン											0
		109	4･4'-ジアミノジフェニルメタン											0
		110	ジニトロフェノール											1
		111	ジニトロベンゼン											0
		112	ジメチルアニリン											1
		113	トリニトロトルエン（別名TNT）									1		2
		114	2･4･6-トリニトロフェニルメチルニトロアミン（別名テトリル）											0
		115	トルイジン											0
		116	パラ-ニトロアニリン											4
		117	パラ-ニトロクロルベンゼン											3
		118	ニトロベンゼン			1								2
		119	パラ-フェニレンジアミン	1			2	3	1		4		1	26
		120	フェネチジン											0
		121*	クレゾール											2
		122	クロルヘキシジン											0
		123	トリレンジイソシアネート（別名TDI）					1					2	16
		124	1･5-ナフチレンジイソシアネート						1					1
		125	ビスフェノールA型及びF型エポキシ樹脂				1	1		2			1	16
		126	フェニルフェノール											0
		127	フェノール（別名石炭酸）				1					1		10
		128	オルト-フタロジニトリル											0
		129	ベンゾトリクロライド						1					1
		130	無水トリメリット酸											0
		131	無水フタル酸											0
		132	メチレンビスフェニルイソシアネート（別名MDI）		1				2	1	1			15
		133	4-メトキシフェノール						1					1
		134	りん酸トリ-オルト-クレジル	1										2
		135	レゾルシン											3
		136*	1･4-ジオキサン											0
		137*	テトラヒドロフラン										1	4
		138	ピリジン											1

分類 大	分類 小	分類 CODE	疾病分類項目	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	1996～合計
		139	有機りん化合物（ジチオリン酸O-エチル=S・S-ジフェニル（別名EDDP）、ジチオリン酸O・O-ジエチル=S-（2-エチルチオエル）（別名エチルチオメトン）、チオリン酸O・O-ジエチル=O-2-イソプロピル-4-メチル6-ピリミジニル（別名ダイアジノン）、チオリン酸O・O-ジメチル=O-4-ニトロ-メタ-トリル（別名MEP）、チオリン酸S-ベニル=O・O-ジイソプロピル（別名IBP）、フェニルホスホノチオン酸O-エチル=O-パラ-ニトロフェニル（別名EPN）、りん酸2・2-ジクロルビニル=ジメチル（別名DDVP）及びりん酸パラ-メチルチオフェニル=ジプロピル（別名プロパホス）	2	1			1	1		2		1	29
		140	カーバメート系化合物（メチルアルバミド酸オルト-セコンダリーブチルフェニル（別名BPMC）、メチルカルバミド酸メタ-トリル（別名MTMC）及びN-（メチルカルバモイルオキシ）チオアセトイミド酸S-メチル（別名メソミル）		1									3
		141	2・4-ジクロルフェニル=パラ-ニトロフェニル=エーテル（別名NIP）											0
		142	ジチオカーバメート系化合物（エチレンビス（ジチオカルバミド酸）亜鉛（別名ジネブ）及びエチレンビス（ジチオカルバミド酸）マンガン（別名マンネブ）						1		1			2
		143	N-（1・1・2・2-テトラクロルエルチオ）-4-シクロヘキサン-1・2-ジカルボキシミド（別名ダイホルタン）											0
		144	トリクロルニトロメタン（別名クロルピクリン）						1					1
		145	二塩化1・1'-ジメチル-4・4'-ビピリジニウム（別名パラコート）	1										4
		146	パラ-ニトロフェニル=2・4・6-トリクロルフェニル=エーテル（別名CNP）											0
		147	ブラストサイジンS											0
		148	6・7・8・9・10・10-ヘキサクロル-5・5a・6・9・9a-ヘキサヒドロ-6・9-メタノ-2・4・3-ベンゾジオキサチエピン3-オキシド（別名ベンゾエピン）											0
		149	ペンタクロルフェノール（別名PCP）											0
		150	モノフルオル酢酸ナトリウム											0
		151	硫酸ニコチン											0
		152	アジ化ナトリウム			1						1		2
		153	インジウム及びその化合物									1		1
		154	2,3-エポキシプロピル=フェニルエーテル											0
		155	過酸化水素					1			1			2
		156	グルタルアルデヒド											0
		157	タリウム及びその化合物							1				1
		158	テトラメチルチウラムジスルフィド											0
		159	N-（トリクロロメチルチオ）-1,2,3,6-テトラヒドロフタルイミド											0
		160	二亜硫酸ナトリウム											0
		161	ニッケル及びその化合物							1	1	1		3
		162	ヒドロキノン 皮膚障害											0
		163	1-ブロモプロパン											0
		164	2-ブロモプロパン											0
		165	ヘキサヒドロ-1,3,5-トリニトロ-1,3,5-トリアジン											0
		166	ペルオキソ二硫酸アンモニウム											0
		167	ペルオキソ二硫酸カリウム											0
		168	ロジウム及びその化合物											0

注）　*: 有機溶剤中毒予防規則該当物質。
厚生労働省資料により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表7-1　年度別・傷病別長期（1年以上）療養者数

年度	じん肺患者	せき髄損傷患者	外傷性の脳中枢損傷患者	頭頸部外傷症候群患者	頸肩腕症候群患者	腰痛患者	一酸化炭素中毒患者	振動障害患者	その他の患者	骨折	切断	関節の障害	打撲傷	創傷	その他	合計
2000	8,603	451	806	612	146	606	4	8,846	17,326	9,802	554	1,557	1,264	903	3,246	37,400
2001	9,049	427	757	614	138	632	6	8,861	17,078	9,592	572	1,617	1,275	842	3,180	37,562
2002	9,160	411	749	614	123	671	9	8,799	16,242	9,207	546	1,511	1,149	749	3,080	36,778
2003	9,166	327	700	601	118	615	7	8,624	16,315	9,303	536	1,528	1,050	766	3,132	36,473
2004	9,262	376	702	580	121	611	4	8,452	16,264	9,228	550	1,557	1,091	782	3,056	36,372
2005	9,628	362	734	603	127	551	7	8,119	16,644	9,348	486	1,698	1,208	762	3,142	36,775
2006	9,917	445	780	631	126	656	9	7,689	17,517	9,495	471	1,822	1,309	794	3,626	37,770
2007	9,869	439	743	567	153	713	8	7,363	17,512	9,040	464	1,934	1,285	801	3,988	37,367
2008	9,764	405	743	512	160	654	5	7,043	17,111	8,700	456	1,936	1,221	712	4,086	36,397
2009	9,498	367	716	506	158	672	5	6,723	16,915	8,459	457	1,971	1,180	719	4,129	35,560
2010	9,152	359	649	492	150	685	9	6,451	16,881	8,272	453	2,011	1,097	725	4,323	34,828
2011	8,965	421	732	495	168	658	11	6,206	18,566	9,304	465	2,287	1,160	797	4,553	36,222
2012	8,556	411	785	531	157	650	4	5,960	19,895	9,915	508	2,565	1,189	803	4,915	36,949
2013	8,182	373	792	513	153	615	5	5,750	21,025	10,506	498	2,767	1,231	808	5,215	37,408
2014	7,754	431	760	490	148	613	5	5,639	21,723	10,880	513	2,889	1,187	802	5,452	37,563
2015	7,321	400	734	459	163	626	4	5,518	22,693	11,570	487	2,915	1,203	785	5,733	37,918
2016	6,874	380	674	446	161	677	5	5,393	22,748	11,451	510	2,969	1,205	804	5,809	37,358
2017	6,477	383	702	478	154	625	5	5,240	23,871	11,874	509	3,411	1,181	876	6,020	37,935
2018	6,045	396	684	471	165	671	7	5,168	26,376	13,563	505	3,983	1,260	855	6,210	39,983
2019	5,632	370	637	493	156	665	8	5,092	26,301	12,943	514	4,197	1,311	926	6,410	39,354
2020	5,268	371	609	444	151	656	5	5,002	26,468	12,973	514	4,303	1,335	865	6,462	38,974

年度	その他の患者	骨折	切断	関節の障害	打撲傷	創傷	その他負傷等	良性石綿疾患	悪性石綿疾患	脳・心臓疾患	精神障害	その他
2020	26,468	12,973	514	4,303	1,335	865	1,459	208	1,418	173	1,675	1,529

注）　「その他負傷等」は「骨折～創傷以外の負傷又は負傷を伴わない事故（外傷性の脊椎損傷、頭顎部外傷症候群を除く）」
「良性石綿疾患」は「良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚」
「悪性石綿疾患」は「肺がん、中皮腫」
「脳・心臓疾患」は「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く）」
厚生労働省労働基準局「労災保険事業年報」により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

賛助会員、定期購読のお願い

全国労働安全衛生センター連絡会議（略称：全国安全センター）は、1990年5月12日に設立された各地の地域安全（労災職業病センター）を母体とした、働く者の安全と健康のための全国ネットワーク。月刊誌「安全センター情報」は、ここでしか見られない情報満載。

- 購読会費（年間購読料）：10,000円（年度単位（4月から翌年3月）、複数部数割引あり）
- 読者になっていただけそうな個人・団体をご紹介下さい。見本誌をお届けします。
- 中央労働金庫亀戸支店「（普）7535803」
  郵便払込講座「00150-9-545940」
  名義はいずれも「全国安全センター」

全国労働安全衛生センター連絡会議
〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階
PHONE（03）3636-3882　FAX（03）3636-3881

表7-2 傷病別長期療養者推移状況（2020年度）

区分	療養開始後1年以上経過した者の推移						本年度末療養中の内訳			
傷病名	前年度末療養中	新規該当者（再発を含む）	治ゆ又は中断者	死亡	傷病（補償）年金移行	本年度末療養中	1年以上1年6か月未満	1年6か月以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上
じん肺患者	5.631	260	41	507	75	5,268	79	93	158	4,938
せき髄損傷患者	370 (69)	383 (68)	323 (69)	8 (-)	51 (9)	371 (59)	134 (14)	69 (14)	70 (12)	98 (19)
外傷性の脳中枢損傷患者	636 (240)	531 (213)	484 (206)	14 (5)	60 (15)	609 (227)	175 (75)	109 (40)	132 (52)	193 (60)
頭頸部外傷症候群患者	493 (140)	421 (111)	460 (134)	2 (1)	8 (4)	444 (112)	116 (28)	79 (21)	82 (21)	167 (42)
頸肩腕症候群患者	156	75	80	-	-	151	19	17	25	90
腰痛患者	665	725	733	1	-	656	223	134	116	183
一酸化炭素中毒患者	8	4	7	-	-	5	-	-	2	3
振動障害患者	5,092	279	302	67	-	5,002	159	102	293	4,448
その他の患者	26,303 (4,382)	31,339 (5,592)	30,636 (5,256)	437 (6)	101 (4)	26,468 (4,438)	9,326 (1,875)	5,119 (907)	4,877 (838)	7,146 (818)
骨折	12,943 (3,136)	18,941 (4,344)	18,868 (4,264)	26 (4)	17 (2)	12,973 (3,210)	5,786 (1,465)	2,827 (682)	2,417 (597)	1,943 (466)
切断	514 (10)	745 (13)	727 (15)	1 (-)	1 (-)	530 (8)	212 (1)	119 (2)	99 (1)	100 (4)
関節の障害	4,197 (516)	5,126 (608)	5,014 (590)	5 (1)	1 (-)	4,303 (533)	1,617 (212)	955 (112)	915 (104)	816 (105)
打撲傷	1,311 (241)	1,739 (319)	1,707 (308)	3 (1)	5 (2)	1,335 (249)	514 (109)	292 (54)	237 (39)	292 (47)
創傷	926 (101)	1,466 (98)	1,526 (132)	1 (-)	- (-)	865 (67)	326 (22)	192 (14)	167 (19)	180 (12)
上記以外の負傷等	1,465 (156)	1,130 (103)	1,125 (99)	6 (-)	5 (-)	1,459 (160)	354 (33)	261 (26)	311 (42)	533 (59)
良性石綿疾患	196 (-)	46 (1)	12 (-)	14 (-)	8 (-)	208 (1)	10 (-)	14 (-)	23 (-)	161 (1)
悪性石綿疾患	1,371 (1)	518 (-)	95 (-)	333 (-)	43 (-)	1,418 (1)	152 (-)	162 (-)	254 (-)	850 (1)
脳･心臓疾患	164 (2)	67 (-)	46 (-)	1 (-)	11 (-)	173 (2)	19 (-)	17 (-)	19 (1)	118 (1)
精神障害	1,488 (51)	354 (16)	161 (10)	5 (-)	1 (-)	1,675 (57)	67 (5)	98 (1)	173 (7)	1,337 (44)
その他	1,728 (168)	1,207 (90)	1,355 (108)	42 (-)	9 (-)	1,529 (150)	269 (28)	182 (16)	262 (28)	816 (78)
合計	39,354 (4,831)	34,017 (5,984)	33,066 (5,935)	1,036 (12)	295 (32)	38,974 (4,836)	10,231 (1,992)	5,722 (982)	5,755 (923)	17,266 (939)

注）（　）は通勤災害に係る件数で内数である。
「その他負傷等」は「骨折～創傷以外の負傷又は負傷を伴わない事故（外傷性の脊椎損傷、頭頸部外傷症候群を除く）」
「良性石綿疾患」は「良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚」
「悪性石綿疾患」は「肺がん、中皮腫」
「脳・心臓疾患」は「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く）」
厚生労働省労働基準局「労災保険事業年報」により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表7-3 都道府県別・傷病別長期（1年以上）療養者数（2020年度末）

	じん肺患者	せき髄損傷患者	外傷性脳中枢損傷患者	頭頸部外傷症候群患者	頸肩腕症候群患者	腰痛患者	一酸化炭素中毒患者	振動障害患者	その他の患者	良性石綿疾患	悪性石綿疾患	脳・心臓疾患	精神障害	その他	合計
北海道	804	29	34	44	11	43		1,026	1,559	13	109	6	137	1,294	3,550
青森	35	12	11	3		2		26	221	3	8	1	8	201	310
岩手	36	7	10	6		15		38	271		8	3	20	240	383
宮城	163	13	8	2		8		63	474	2	26	8	24	414	731
秋田	28	5	4	1		1		6	198		4	1	15	178	243
山形	78	1	1	1		3		30	177	3	7	2	15	150	291
福島	134	7	8	4		3		40	235	2	7	1	32	193	431
茨城	74	9	17	7	2	22		8	417	3	8	3	14	389	556
栃木	29	6	12	5		5		13	373	1	6	2	5	359	443
群馬	56	8	1		1	3	1	20	394		7	1	15	371	484
埼玉	45	17	24	25	22	81		26	1,501	4	33	21	28	1,415	1,741
千葉	25	21	37	65	9	79	2	17	1,699	4	37	8	44	1,606	1,954
東京	233	33	91	73	58	48	1	74	2,658	25	138	15	404	2,076	3,269
神奈川	98	29	40	38	7	62	1	46	1,503	20	113	9	157	1,204	1,824
新潟	182	6	3	7		6		79	348	2	18	1	10	317	631
富山	57	1	2	1		1		28	157	6	11		13	127	247
石川	33	3	1	1				19	159	3	12		8	136	216
福井	69	8	5	1		3		86	153	5	6	1	17	124	325
山梨	26	3	2	3		3		29	147		3	1	5	138	213
長野	75	2	17	6		17		87	495	1	11	5	30	448	699
岐阜	195	2	2	1		1		68	382	2	11	2	12	355	651
静岡	98	14	15	18		35		56	814	4	27	2	54	727	1,050
愛知	111	14	17	3		1		56	1,498	5	77	4	48	1,364	1,700
三重	41	5	7	1		2		71	163	1	11	1	7	143	290
滋賀	38		6	2	8	11		43	237	1	8	2	12	214	345
京都	70	2	9	5	2	17		136	382		11	1	29	341	623
大阪	119	18	59	20	13	47		91	2,785	17	106	25	140	2,497	3,152
兵庫	231	17	39	13	4	34		102	1,025	8	128	10	109	770	1,465
奈良	39	6	3			1		31	176	5	12	2	8	149	256
和歌山	46	3	1		1	2		58	319	4	13	3	16	283	430
鳥取	21	1		1				14	59		1		6	52	96
島根	48	5	2	1	2	2		54	87	1	5		1	80	201
岡山	308	1	1	3		2		25	428	8	62	1	13	344	768
広島	193	15	32	35		47		147	1,258	8	81	10	28	1,131	1,727
山口	91	4	4					38	340	7	55	2	5	271	477
徳島	40	1		2	1	4		108	100		4	1	1	94	256
香川	45	1	13	1				29	203	5	27		2	169	292
愛媛	204	9	19	12		1		339	389		27	7	11	344	973
高知	76	7	4	7	1	8		400	206		6		18	182	709
福岡	170	4	11	5	2	6		48	896	11	57	2	64	762	1,142
佐賀	31	5						22	100	3	4		18	75	158
長崎	402	6	10	1	2	1		54	264	7	73	1	15	168	740
熊本	42	3	10	3				206	286	2	15		14	255	550
大分	177	4	11	8	2	13		312	313	4	9	3	26	271	840
宮崎	56		2		1	4		532	145	5	5	1	5	129	740
鹿児島	78	4	2	7		7		176	339	2	7	2	6	322	613
沖縄	18		2	2	2	5		25	135	1	4	2	6	122	189
合計	5,268	371	609	444	151	656	5	5,002	26,468	208	1,418	173	1,675	22,994	38,974

注） 厚生労働省資料により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表8　都道府県別の死亡災害・死傷災害発生状況、労災保険適用状況及び給付種類別受給者数（2020年度/年*）

都道府県	労災保険適用事業場数	労災保険適用労働者数	死亡災害発生状況*	死傷災害発生状況（休業4日以上）*	労災保険新規受給者数	障害（補償）給付			傷病（補償）年金新規受給者数	障害・傷病新規受給者数合計
						新規受給者数	一時金	年金		
北海道	139,009	2,112,174	59	8,146	34,859	2,774	2,661	113	66	2,840
青　森	29,445	437,896	13	1,641	5,097	397	386	11	1	398
岩　手	28,123	450,737	23	1,530	7,067	309	294	15	4	313
宮　城	49,836	909,405	15	3,038	12,533	739	707	32	5	744
秋　田	23,708	352,516	7	1,220	4,805	271	267	4	2	273
山　形	26,283	393,434	6	1,417	6,539	274	266	8	6	280
福　島	46,163	769,300	17	2,465	9,207	567	543	24	2	569
茨　城	56,615	1,062,681	22	3,498	12,007	879	846	33	6	885
栃　木	40,082	795,862	19	2,312	8,735	463	447	16	4	467
群　馬	43,834	855,334	14	2,735	11,453	839	814	25	3	842
埼　玉	112,493	2,327,104	34	7,837	35,807	1,769	1,685	84	8	1,777
千　葉	94,844	1,984,365	21	6,745	27,592	1,719	1,644	75	6	1,725
東　京	433,695	15,482,497	77	12,877	81,001	3,452	3,278	174	41	3,493
神奈川	147,833	3,201,961	49	8,668	40,838	2,498	2,382	116	18	2,516
新　潟	54,670	943,527	18	3,204	13,814	742	707	35	4	746
富　山	26,736	473,604	11	1,248	5,608	324	303	21	7	331
石　川	28,453	499,617	7	1,357	5,966	331	323	8	1	332
福　井	22,423	349,679	7	955	4,069	272	261	11	4	276
山　梨	19,324	303,960	6	877	3,694	197	187	10	2	199
長　野	50,899	863,396	16	2,405	11,029	514	495	19	6	520
岐　阜	47,052	831,006	26	2,536	10,006	749	708	41	3	752
静　岡	87,240	1,542,354	23	4,699	21,692	1,224	1,157	67	4	1,228
愛　知	155,584	3,930,794	26	7,989	37,972	2,755	2,652	103	18	2,773
三　重	39,927	685,905	20	2,609	9,321	980	941	39	1	981
滋　賀	27,915	526,815	7	1,665	7,449	813	796	17	5	818
京　都	61,148	1,123,482	16	2,840	12,045	1,443	1,407	36	4	1,447
大　阪	231,665	5,207,472	64	11,299	48,534	4,856	4,684	172	27	4,883
兵　庫	109,031	2,026,785	40	5,967	24,868	2,727	2,634	93	5	2,732
奈　良	25,979	347,039	9	1,613	5,946	713	701	12	2	715
和歌山	27,030	332,432	9	1,250	4,988	603	586	17	4	607
鳥　取	14,073	199,183	6	577	2,816	140	128	12	1	141
島　根	18,051	253,699	6	825	3,705	192	183	9	1	193
岡　山	45,466	809,597	7	2,501	10,069	1,014	983	31	9	1,023
広　島	67,515	1,335,191	11	3,693	15,955	1,251	1,218	33	9	1,260
山　口	32,402	560,140	12	1,557	6,424	547	530	17	6	553
徳　島	18,140	263,002	8	1,017	3,484	440	432	8	3	443
香　川	23,583	417,412	11	1,326	5,088	428	410	18	2	430
愛　媛	35,631	527,815	10	1,690	6,482	873	844	29	7	880
高　知	18,584	249,020	7	965	4,480	528	514	14	2	530
福　岡	122,950	2,301,205	31	6,841	25,546	2,368	2,305	63	8	2,376
佐　賀	18,176	301,871	6	1,378	4,857	326	316	10	6	332
長　崎	32,393	448,161	9	1,791	6,234	462	449	13	5	467
熊　本	43,813	640,345	11	2,182	7,868	543	523	20	8	551
大　分	28,453	432,387	10	1,379	5,086	651	631	20	2	653
宮　崎	28,186	373,716	13	1,687	6,538	519	495	24	5	524
鹿児島	38,940	563,494	16	2,256	8,817	607	587	20	8	615
沖　縄	37,796	544,960	12	1,611	5,365	384	364	20	2	386
合　計	2,911,191	61,344,331	867	149,918	653,355	47,466	45,674	1,792	353	47,819

注）　表1注参照（死傷災害は労働者死傷病報告による）。厚生労働省資料により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

都道府県	葬祭料・葬祭給付受給者数	遺族(補償)給付			新規年金受給者数合計	各年度末年金受給者数						
		新規受給者数	一時金	年金		合計	傷病(補償)年金				障害(補償)年金	遺族(補償)年金
							計	じん肺	せき損	その他		
北海道	679	390	198	192	371	13,597	377	255	48	74	5,035	8,185
青　森	45	27	9	18	30	1,794	49	3	27	19	677	1,068
岩　手	105	40	27	13	32	2,477	79	2	58	19	794	1,604
宮　城	235	99	59	40	77	3,999	131	10	88	33	1,098	2,770
秋　田	38	15	5	10	16	1,793	41	4	21	16	670	1,082
山　形	60	29	14	15	29	1,739	65	26	27	12	651	1,023
福　島	127	80	31	49	75	3,412	74	7	42	25	1,212	2,126
茨　城	103	74	30	44	83	3,861	71	17	19	35	1,750	2,040
栃　木	81	49	23	26	46	2,879	90	22	35	33	1,139	1,650
群　馬	86	40	16	24	52	3,083	107	35	37	35	1,403	1,573
埼　玉	165	126	38	88	180	6,417	77	3	32	42	3,261	3,079
千　葉	157	130	45	85	166	6,089	84	1	39	44	2,974	3,031
東　京	514	323	107	216	431	15,351	243	81	69	93	6,827	8,281
神奈川	302	188	70	118	252	8,952	141	22	60	59	4,116	4,695
新　潟	117	69	18	51	90	4,213	124	25	66	33	1,572	2,517
富　山	72	49	22	27	55	2,349	60	17	23	20	873	1,416
石　川	49	32	12	20	29	1,725	19	8	4	7	648	1,058
福　井	55	42	11	31	46	1,608	29	2	11	16	586	993
山　梨	28	18	7	11	23	1,231	27	5	16	6	455	749
長　野	107	61	29	32	57	3,266	78	27	22	29	1,242	1,946
岐　阜	127	71	35	36	80	3,975	101	55	29	17	1,709	2,165
静　岡	180	109	32	77	148	6,421	54	24	13	17	3,253	3,114
愛　知	293	206	83	123	244	10,938	145	57	42	46	5,503	5,290
三　重	110	75	26	49	89	3,587	135	116	6	13	1,518	1,934
滋　賀	64	40	14	26	48	2,181	65	14	27	24	959	1,157
京　都	96	76	33	43	83	3,858	44	24	8	12	1,870	1,944
大　阪	441	289	101	188	387	15,813	246	99	51	96	7,739	7,828
兵　庫	395	227	97	130	228	9,616	119	26	38	55	3,959	5,538
奈　良	72	42	24	18	32	1,813	29	5	19	5	771	1,013
和歌山	88	49	28	21	42	2,064	45	24	6	15	846	1,173
鳥　取	27	15	6	9	22	959	20	1	11	8	397	542
島　根	27	19	8	11	21	1,360	27	12	6	9	517	816
岡　山	291	159	99	60	100	4,468	174	126	24	24	1,501	2,793
広　島	247	138	57	81	123	6,153	107	15	31	61	2,570	3,476
山　口	127	79	38	41	64	2,978	56	10	21	25	1,072	1,850
徳　島	43	20	7	13	24	1,571	26	1	13	12	653	892
香　川	56	37	15	22	42	2,107	66	5	40	21	865	1,176
愛　媛	96	63	27	36	72	2,945	80	12	33	35	1,087	1,778
高　知	57	35	22	13	29	1,763	34	3	18	13	771	958
福　岡	293	175	76	99	170	8,071	184	55	64	65	3,289	4,598
佐　賀	47	30	15	15	31	1,405	75	14	45	16	496	834
長　崎	170	90	36	54	72	2,917	249	201	28	20	753	1,915
熊　本	124	84	48	36	64	2,905	229	127	52	50	956	1,720
大　分	67	46	15	31	53	2,349	83	25	35	23	797	1,469
宮　崎	77	49	14	35	64	1,932	98	25	54	19	766	1,068
鹿児島	87	64	26	38	66	2,417	70	3	44	23	949	1,398
沖　縄	41	27	11	16	38	1,006	53	5	31	17	459	494
合　計	6,868	4,195	1,764	2,431	4,576	197,407	4,580	1,656	1,533	1,391	83,008	109,819

注)　表1注参照(死傷災害は労働者死傷病報告による)。厚生労働省資料により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表9 都道府県別の業務上疾病の新規支給決定件数（2020年度） ※新型コロナウイルス感染症は含まれていない

分類 大	分類 小	分類 CODE	疾病分類項目	1 北海道	2 青森	3 岩手	4 宮城	5 秋田	6 山形
一			業務上の負傷に起因する疾病	281	37	69	80	38	59
		01	頭部又は顔面部の負傷による慢性硬膜下血腫、外傷性遅発性脳卒中、外傷性てんかん等の頭蓋内疾患	28	9	5	10	0	11
		02	脳、脊髄及び末梢神経等神経系の負傷による皮膚、筋肉、骨及び胸腹部臓器の疾患	9	0	3	0	0	1
		03	胸部又は腹部の負傷による胸膜炎、心膜炎、ヘルニア（横隔膜ヘルニア、腹膜瘢痕ヘルニア等）等の胸腹部臓器の疾患	12	1	3	3	1	0
		04	負傷（急激な力の作用による内部組織の負傷を含む）による腰痛	210	21	54	51	29	41
		05	脊柱又は四肢の負傷による破傷風等の細菌感染症（負傷による腰痛を除く）	8	1	1	2	1	0
		06	皮膚等の負傷による破傷風等の細菌感染症	2	2	0	5	2	0
		07	業務上の負傷又は異物の侵入、残留による眼疾患その他の臓器の疾患	9	3	3	6	5	5
		08	爆発その他事故的な事由による風圧、音響等に起因する業務性難聴等の耳の疾患	1	0	0	2	0	0
		99	CODE01から08までに掲げるもの以外の業務上の負傷に起因する疾病	2	0	0	1	0	1
二			物理的因子による次に掲げる疾病	59	4	13	17	8	8
			（有害光線による疾病）						
1		01	紫外線にさらされる業務による前眼部疾患又は皮膚疾患	0	0	0	0	0	0
2		02	赤外線にさらされる業務による網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患	0	0	0	0	0	0
3		03	レーザー光線にさらされる業務による網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患	0	0	0	0	0	0
4		04	マイクロ波にさらされる業務による白内障等の眼疾患	0	0	0	0	0	0
5		05	電離放射線にさらされる業務による急性放射線症、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨壊死その他の放射線障害	0	0	0	0	0	0
			（皮膚障害）						
			（白内障）						
			（急性放射線症）						
			（再生不良性貧血）						
			（造血器障害）						
			（異常気圧による疾病）						
6		06	高圧室内作業又は潜水作業に係る業務による潜函病又は潜水病	0	0	0	0	0	0
7		07	気圧の低い場所における業務による高山病又は航空減圧症	0	0	0	0	0	0
			（異常温度条件による疾病）						
8		08	暑熱な場所における業務による熱中症	9	2	4	15	6	7
9		09	高熱物体を取り扱う業務による熱傷	0	0	0	0	1	1
10		10	寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務による凍傷	4	2	0	0	0	0
11		11	著しい騒音を発する場所における業務による難聴等の耳の疾患	46	0	9	2	1	0
12		12	超音波にさらされる業務による手指等の組織壊死	0	0	0	0	0	0
13		99	1から12までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他物理的因子にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	0	0	0	0	0	0
三			身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する次に掲げる疾病	126	9	12	13	6	16
1		01	重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱（腰痛を除く）	5	1	0	0	2	2
2		02	重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛（負傷に起因する腰痛を除く）	0	0	0	0	0	0
3		03	さく岩機、鋲打ち機、チェーンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務による手指、前腕等の抹梢循環障害、抹梢神経障害又は運動器障害	85	1	8	3	0	3
4		04-09	電子計算機への入力を反復して行う業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による後頭部、頸部、肩甲帯、上腕、前腕又は手指の運動器障害	36	7	4	10	4	11
5		99	1から4までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に起因することの明らかな疾病	0	0	0	0	0	0

7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	三重
52	116	35	59	522	242	281	207	72	23	42	17	11	103	54	62	125	67
8	22	0	10	37	26	55	36	6	6	6	3	0	5	12	10	25	13
2	0	0	2	8	1	6	1	0	1	0	0	0	2	4	2	2	0
1	11	3	6	5	14	25	19	0	0	2	1	1	3	1	6	7	4
35	69	26	34	399	173	164	118	61	12	29	11	9	87	33	29	68	41
0	1	1	1	26	9	1	1	0	0	0	1	0	0	0	2	1	0
1	2	0	1	16	5	17	15	3	0	2	0	0	3	1	1	7	3
3	9	5	4	27	12	9	13	2	3	3	1	1	3	3	12	14	6
2	1	0	1	4	2	3	4	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0
0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23	14	12	17	57	45	85	57	18	9	5	13	6	10	21	29	51	17
0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	1	3	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
13	11	11	15	50	31	65	33	13	8	5	5	3	8	16	28	47	9
0	1	0	1	2	6	3	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
2	0	1	0	2	6	4	4	0	0	0	0	1	0	1	1	0	2
7	2	0	1	2	1	7	16	5	1	0	7	2	2	4	0	4	5
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10	36	2	20	187	105	116	113	21	4	8	12	6	28	15	57	42	12
1	4	2	3	14	47	11	9	1	1	1	0	1	3	1	6	5	2
0	1	0	0	21	11	4	4	0	0	0	0	0	1	1	9	1	0
4	2	0	1	3	0	4	2	2	1	1	9	3	6	3	1	0	4
5	29	0	16	148	47	97	97	18	2	6	3	2	18	10	40	36	6
0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0

分類 大	分類 小	分類 CODE	疾病分類項目	25 滋賀	26 京都	27 大阪	28 兵庫	29 奈良	30 和歌山
一			**業務上の負傷に起因する疾病**	**129**	**84**	**330**	**121**	**45**	**36**
		01	頭部又は顔面部の負傷による慢性硬膜下血腫、外傷性遅発性脳卒中、外傷性てんかん等の頭蓋内疾患	16	7	41	8	5	5
		02	脳、脊髄及び末梢神経等神経系の負傷による皮膚、筋肉、骨及び胸腹部臓器の疾患	0	1	3	6	1	0
		03	胸部又は腹部の負傷による胸膜炎、心膜炎、ヘルニア（横隔膜ヘルニア、腹膜瘢痕ヘルニア等）等の胸腹部臓器の疾患	7	1	19	3	0	0
		04	負傷（急激な力の作用による内部組織の負傷を含む）による腰痛	88	63	231	86	34	28
		05	脊柱又は四肢の負傷による破傷風等の細菌感染症（負傷による腰痛を除く）	2	2	6	0	0	0
		06	皮膚等の負傷による破傷風等の細菌感染症	5	4	11	6	1	2
		07	業務上の負傷又は異物の侵入、残留による眼疾患その他の臓器の疾患	5	5	18	7	2	1
		08	爆発その他事故的な事由による風圧、音響等に起因する業務性難聴等の耳の疾患	1	0	1	5	0	0
		99	CODE01から08までに掲げるもの以外の業務上の負傷に起因する疾病	5	1	0	0	2	0
二			**物理的因子による次に掲げる疾病**	**11**	**16**	**58**	**43**	**8**	**8**
			（有害光線による疾病）						
1		01	紫外線にさらされる業務による前眼部疾患又は皮膚疾患	0	1	1	0	0	0
2		02	赤外線にさらされる業務による網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患	0	0	0	0	0	0
3		03	レーザー光線にさらされる業務による網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患	0	0	0	0	0	0
4		04	マイクロ波にさらされる業務による白内障等の眼疾患	0	0	0	0	0	0
5		05	電離放射線にさらされる業務による急性放射線症、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨壊死その他の放射線障害	0	0	0	0	0	0
			（皮膚障害）						
			（白内障）						
			（急性放射線症）						
			（再生不良性貧血）						
			（造血器障害）						
			（異常気圧による疾病）						
6		06	高圧室内作業又は潜水作業に係る業務による潜函病又は潜水病	0	0	0	0	0	0
7		07	気圧の低い場所における業務による高山病又は航空減圧症	0	0	0	0	0	0
			（異常温度条件による疾病）						
8		08	暑熱な場所における業務による熱中症	7	13	54	27	7	3
9		09	高熱物体を取り扱う業務による熱傷	1	1	0	0	0	0
10		10	寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務による凍傷	2	0	2	1	0	0
11		11	著しい騒音を発する場所における業務による難聴等の耳の疾患	1	1	1	15	0	5
12		12	超音波にさらされる業務による手指等の組織壊死	0	0	0	0	0	0
13		99	1から12までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他物理的因子にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	0	0	0	0	1	0
三			**身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する次に掲げる疾病**	**43**	**46**	**102**	**28**	**9**	**4**
1		01	重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱（腰痛を除く）	1	5	12	2	1	0
2		02	重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛（負傷に起因する腰痛を除く）	6	14	1	1	0	0
3		03	さく岩機、鋲打ち機、チェーンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務による手指、前腕等の抹梢循環障害、抹梢神経障害又は運動器障害	1	6	5	5	0	2
4		04-09	電子計算機への入力を反復して行う業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による後頭部、頸部、肩甲帯、上腕、前腕又は手指の運動器障害	35	21	84	20	8	2
5		99	1から4までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に起因することの明らかな疾病	0	0	0	0	0	0

31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	合計
鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	
16	33	72	112	42	68	41	59	51	246	23	65	62	44	47	52	59	4,491
0	6	6	8	4	8	4	6	6	30	4	12	11	14	1	10	2	557
0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	57
2	1	1	2	0	2	1	1	4	5	1	2	5	0	1	2	1	190
12	22	54	86	32	53	36	47	35	181	16	45	35	24	42	29	53	3,136
0	0	1	3	0	1	0	0	0	4	0	0	1	1	1	1	0	80
0	2	4	3	3	1	0	0	2	6	2	1	1	2	0	2	1	147
0	0	5	9	2	1	0	5	2	19	0	1	7	2	1	7	2	262
1	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	1	0	36
1	2	0	0	1	2	0	0	1	0	0	4	0	0	1	0	0	26
3	6	16	33	16	21	17	27	12	37	4	25	33	22	29	21	7	1,071
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
2	4	14	21	13	8	6	9	8	31	3	17	17	7	8	9	7	709
0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	2	0	0	27
0	0	2	0	0	0	1	0	0	3	0	2	0	0	1	1	0	45
1	2	0	12	3	13	9	18	4	1	1	6	16	14	18	10	0	275
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2
0	3	6	21	5	8	14	17	12	28	17	6	19	24	30	11	12	1,441
0	0	0	5	1	0	0	0	3	8	4	1	1	0	2	1	0	169
0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	0	1	79
0	1	0	7	2	5	5	11	3	1	3	3	17	14	22	9	1	269
0	2	6	9	2	3	9	6	6	18	9	2	1	10	5	1	10	921
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3

分類 大	分類 小	分類 CODE	疾病分類項目	1 北海道	2 青森	3 岩手	4 宮城	5 秋田	6 山形
四			化学物質等による次に掲げる疾病	7	0	1	5	3	1
1		01	労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む）にさらされる業務による疾病であって、労働大臣が定めるもの	1	0	0	0	3	1
2		02	フッ素樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による悪寒、発熱等の症状を伴う呼吸器疾患	0	0	0	0	0	0
		03	塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜及び気道粘膜の炎症等の疾患	1	0	0	0	0	0
3		04	すす、鉱物油、うるし、タール、セメント、アミン糸の樹脂硬化剤等にさらされる業務による皮膚疾患	0	0	0	1	0	0
4		05	蛋白分解酵素にさらされる業務による皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	0	0	0	0	0	0
5		06	木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場合における業務又は抗生物質等にさらされる業務によるアレルギー性の鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	0	0	0	0	0	0
6		07	落綿等の粉じんを飛散する場所における業務による呼吸器疾患	1	0	0	0	0	0
7		08-09	石綿にさらされる業務による良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚	2	0	0	2	0	0
		08	（良性石綿胸水）	(1)			(1)		
		09	（びまん性胸膜肥厚）	(1)			(1)		
8		10	空気中の酸素濃度の低い場所における業務による酸素欠乏症	0	0	0	0	0	0
9		99	1から8までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他化学物質等にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	2	0	1	2	0	0
五		56	粉じんを飛散する場合における業務によるじん肺症又はじん肺法（昭和35年法律第30号）に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号）第1条各号に掲げる疾病	28	3	2	1	0	2
		01	（管理4）	(9)			(1)		(1)
		02	（肺結核）						
		03	（結核性胸膜炎）						
		04	（続発性気管支炎）	(10)	(1)	(2)			
		05	（続発性気管支拡張症）						
		06	（続発性気胸）	(5)					
		07	（原発性肺がん）	(4)	(2)				(1)
六			細菌、ウイルス等の病原体による次に掲げる疾病	6	0	6	3	4	0
1		01-04	患者の診療若しくは看護の業務、介護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患	5	0	0	3	0	0
		01	（患者の診療の業務）						
		02	（患者の看護の業務）						
		03	（介護の業務）						
		04	（研究その他の目的で病原体を取り扱う業務）						
2		05	動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又はぼろ等の古物を取り扱う業務によるブルセラ症、炭疽病等の伝染性疾患	1	0	0	0	0	0
3		06	湿潤地における業務によるワイル病等のレプトスピラ症	0	0	0	0	0	0
4		07	屋外における業務による恙虫病	0	0	1	0	0	0
5		99	1から4までに掲げるもののほか、これらの疾患に付随する疾患その他細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	0	0	5	0	4	0
七			がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病	78	2	3	9	1	0
1		01	ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
2		02	ベーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
3		03	4-アミノジフェニンにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
4		04	4-ニトロジフエニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
5		05	ビス（クロロメチル）エーテルにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0
7		06	ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0
8		07-08	石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫	74	2	3	9	1	0
		07	（石綿に曝される業務による肺がん）	(29)			(4)		

7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	三重
4	5	1	6	5	7	22	12	1	4	4	0	0	15	3	8	8	2
3	0	0	4	3	3	7	2	1	2	2	0	0	0	0	2	0	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	1	0
0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	12	0	1	1	0
0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
1	2	0	0	0	1	10	6	0	2	1	0	0	0	0	3	2	1
					(1)	(1)	(1)		(2)	(1)						(1)	
(1)	(2)					(9)	(5)								(3)	(1)	(1)
0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
0	2	1	2	0	0	4	0	0	0	1	0	0	0	3	2	1	0
6	4	4	1	2	0	18	6	4	2	1	2	0	3	7	5	10	3
(1)	(1)	(3)		(2)		(11)	(3)	(2)					(1)	(2)	(3)	(5)	(2)
																(1)	
(2)		(1)				(6)	(2)	(2)		(1)	(2)		(1)	(2)	(2)	(2)	
			(1)			(1)											
	(2)						(1)							(1)			
(3)	(1)								(2)				(1)	(2)		(2)	(1)
0	0	0	0	9	5	31	15	6	0	0	0	0	1	0	5	5	3
0	0	0	0	9	2	21	12	6	0	0	0	0	0	0	3	5	2
0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	2	8	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	1
8	9	3	6	30	24	129	52	17	11	7	5	6	7	10	24	48	9
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	8	3	5	27	24	128	51	17	11	7	4	6	7	10	22	47	9
(4)	(3)	(1)		(13)	(15)	(55)	(15)	(5)	(5)	(3)		(1)	(3)	(2)	(3)	(16)	(3)

分類 大	分類 小	分類 CODE	疾病分類項目	25 滋賀	26 京都	27 大阪	28 兵庫	29 奈良	30 和歌山
四			化学物質等による次に掲げる疾病	0	6	16	7	3	1
1		01	労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む）にさらされる業務による疾病であって、労働大臣が定めるもの	0	5	1	2	0	0
2		02	フッ素樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による悪寒、発熱等の症状を伴う呼吸器疾患	0	0	0	0	0	0
		03	塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜及び気道粘膜の炎症等の疾患	0	0	0	0	0	0
3		04	すす、鉱物油、うるし、タール、セメント、アミン糸の樹脂硬化剤等にさらされる業務による皮膚疾患	0	0	2	0	0	0
4		05	蛋白分解酵素にさらされる業務による皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	0	0	1	0	0	1
5		06	木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場合における業務又は抗生物質等にさらされる業務によるアレルギー性の鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	0	1	0	0	0	0
6		07	落綿等の粉じんを飛散する場所における業務による呼吸器疾患	0	0	1	0	0	0
7		08-09	石綿にさらされる業務による良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚	0	0	8	4	3	0
		08	（良性石綿胸水）			(2)	(1)	(1)	
		09	（びまん性胸膜肥厚）			(6)	(3)	(2)	
8		10	空気中の酸素濃度の低い場所における業務による酸素欠乏症	0	0	3	0	0	0
9		99	1から8までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他化学物質等にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	0	0	0	1	0	0
五		56	粉じんを飛散する場合における業務によるじん肺症又はじん肺法（昭和35年法律第30号）に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号）第1条各号に掲げる疾病	1	1	23	7	3	6
		01	（管理4）	(1)	(1)	(7)	(1)	(2)	(4)
		02	（肺結核）				(1)		
		03	（結核性胸膜炎）						
		04	（続発性気管支炎）			(9)	(2)	(1)	(1)
		05	（続発性気管支拡張症）			(1)			
		06	（続発性気胸）						
		07	（原発性肺がん）			(6)	(3)		(1)
六			細菌、ウイルス等の病原体による次に掲げる疾病	3	5	12	5	0	3
1		01-04	患者の診療若しくは看護の業務、介護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患	1	4	9	3	0	1
		01	（患者の診療の業務）						
		02	（患者の看護の業務）						
		03	（介護の業務）						
		04	（研究その他の目的で病原体を取り扱う業務）						
2		05	動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又はぼろ等の古物を取り扱う業務によるブルセラ症、炭疽病等の伝染性疾患	0	0	0	0	0	0
3		06	湿潤地における業務によるワイル病等のレプトスピラ症	0	0	0	0	0	1
4		07	屋外における業務による恙虫病	1	1	1	1	0	1
5		99	1から4までに掲げるもののほか、これらの疾患に付随する疾患その他細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	1	0	2	1	0	0
七			がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病	6	12	120	71	10	8
1		01	ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
2		02	ベーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	1	0	0	0
3		03	4-アミノジフェニンにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
4		04	4-ニトロジフエニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
5		05	ビス（クロロメチル）エーテルにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0
7		06	ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0
8		07-08	石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫	6	12	119	71	10	8
		07	（石綿に曝される業務による肺がん）	(1)	(4)	(31)	(27)	(7)	(4)

31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	合計
鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	
2	0	11	9	5	0	0	1	0	9	6	4	3	2	1	1	2	213
1	0	3	3	4	0	0	0	0	6	1	1	2	1	1	1	0	67
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	11
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	19
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
0	0	7	5	1	0	0	1	0	2	0	3	1	0	0	0	1	69
		(2)	(3)						(2)		(2)						(22)
		(5)	(2)	(1)			(1)				(1)	(1)				(1)	(47)
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	1	29
0	0	10	1	3	1	5	6	2	9	1	12	5	1	7	3	1	222
		(2)	(1)	(1)		(3)			(7)	(1)	(1)	(1)		(2)		(1)	(83)
											(1)						(3)
																	0
		(2)		(2)		(1)	(6)	(2)	(1)		(8)	(3)	(1)	(4)	(3)		(82)
																	(3)
		(2)				(1)					(1)						(13)
		(4)			(1)				(1)		(1)	(1)		(1)			(38)
2	0	0	3	2	8	0	1	0	0	1	1	0	2	4	4	5	160
0	0	0	3	2	8	0	1	0	0	1	1	0	2	0	3	5	112
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1	0	15
2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29
1	3	38	64	27	1	12	12	1	36	3	19	8	4	3	10	1	968
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	3	37	64	27	1	11	12	1	35	3	19	7	4	3	9	1	947
		(21)	(21)	(12)		(8)	(3)		(6)	(2)	(10)	(2)			(1)		(340)

分類 大	分類 小	分類 CODE	疾病分類項目	1 北海道	2 青森	3 岩手	4 宮城	5 秋田	6 山形
8		08	（石綿に曝される業務による中皮腫）	(45)	(2)	(3)	(5)	(1)	
9		09	ベンゼンにさらされる業務による白血病	0	0	0	0	0	0
10		10-11	塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫又は肝細胞がん	0	0	0	0	0	0
14		12-18	電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫	0	0	0	0	0	0
		12	（白血病）						
		13	（肺がん）						
		14	（皮膚がん）						
		15	（骨肉腫）						
		16	（甲状腺がん）						
		17	（多発性骨髄腫）						
		18	（非ホジキンリンパ腫）						
15		19	オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
16		20	マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
17		21	コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん	1	0	0	0	0	0
18		22	クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん	1	0	0	0	0	0
19		23	ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん	0	0	0	0	0	0
20		24	砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん	0	0	0	0	0	0
21		25	すす、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん	0	0	0	0	0	0
6		26	ベリリウムにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0
12		27	1,2-ジクロロプロパンにさらされる業務による胆管がん	0	0	0	0	0	0
13		28	ジクロロメタンにさらされる業務による胆管がん	1	0	0	0	0	0
11		29	オルトートルイジンにさらされる業務による膀胱がん	0	0	0	0	0	0
21		99	1から17までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病	1	0	0	0	0	0
八		01	長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務による脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止（心臓性突然死を含む。）若しくは解離性大動脈瘤又はこれらの疾病に付随する疾病	11	0	0	2	0	0
			（脳血管疾患）	(6)			(1)		
			（虚血性心疾患等）	(5)			(1)		
九		01	人の生命に関わる事故への遭遇その他心理的に過度の負担を与える事象を伴う業務による精神及び行動の障害又はこれに付随する疾病	31	4	4	9	2	9
十			前各号に掲げるもののほか、中央労働基準審議会の議を経て労働大臣の指定する疾病	0	0	0	0	0	0
		01	超硬合金の粉じんを飛散する場所における業務による気管支肺疾患						
		02	亜鉛黄又は黄鉛を製造する工程における業務による肺がん						
		03	ジアニシジンにさらされる業務による尿路系腫瘍						
十一		01	その他業務に起因することの明らかな疾病	0	0	0	0	0	0
			［じん肺症患者に発生した肺がん］2003年度以降第五号へ移行						
			［非災害性脳血管疾患］2010年度以降第八号へ移行						
			［非災害性虚血性心疾患等］2010年度以降第八号へ移行						
			［精神障害等］2010年度以降第九号へ移行						
			合計	627	59	110	139	62	95
			A:具体的列挙規定に係る業務上疾病の合計	624	59	104	137	58	95
			B:包括的救済規定に係る業務上疾病の合計	3	0	6	2	4	0
			A/（A+B）	99.5%	100%	94.5%	98.6%	93.5%	100%

7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	三重
(4)	(5)	(2)	(5)	(14)	(9)	(73)	(36)	(12)	(6)	(4)	(4)	(5)	(4)	(8)	(19)	(31)	(6)
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0
1	6	3	3	15	5	27	17	4	4	1	3	2	2	1	4	13	3
	(3)	(3)	(1)	(4)	(2)	(15)	(14)	(4)	(1)		(1)	(1)	(2)		(2)	(4)	(3)
(1)	(3)		(2)	(11)	(3)	(12)	(3)		(3)	(1)	(2)	(1)		(1)	(2)	(9)	
11	9	3	4	21	28	93	44	4	5	4	8	1	10	11	27	32	6
0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
				1					1								
0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
115	199	63	116	849	462	804	523	147	63	72	60	32	179	122	221	334	122
115	197	62	114	846	459	790	522	147	63	71	60	32	178	119	214	333	121
0	2	1	2	3	3	14	1	0	0	1	0	0	1	3	7	1	1
100%	99.0%	98.4%	98.3%	99.6%	99.4%	98.3%	99.8%	100%	100%	98.6%	100%	100%	99.4%	97.5%	96.8%	99.7%	99.2%

分類 大	分類 小	分類 CODE	疾病分類項目	25 滋賀	26 京都	27 大阪	28 兵庫	29 奈良	30 和歌山
8		08	（石綿に曝される業務による中皮腫）	(5)	(8)	(88)	(44)	(3)	(4)
9		09	ベンゼンにさらされる業務による白血病	0	0	0	0	0	0
10		10-11	塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫又は肝細胞がん	0	0	0	0	0	0
14		12-18	電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫	0	0	0	0	0	0
		12	（白血病）						
		13	（肺がん）						
		14	（皮膚がん）						
		15	（骨肉腫）						
		16	（甲状腺がん）						
		17	（多発性骨髄腫）						
		18	（非ホジキンリンパ腫）						
15		19	オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
16		20	マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
17		21	コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん	0	0	0	0	0	0
18		22	クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん	0	0	0	0	0	0
19		23	ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん	0	0	0	0	0	0
20		24	砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん	0	0	0	0	0	0
21		25	すす、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん	0	0	0	0	0	0
6		26	ベリリウムにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0
12		27	1,2-ジクロロプロパンにさらされる業務による胆管がん	0	0	0	0	0	0
13		28	ジクロロメタンにさらされる業務による胆管がん	0	0	0	0	0	0
11		29	オルトートルイジンにさらされる業務による膀胱がん	0	0	0	0	0	0
21		99	1から17までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病	0	0	0	0	0	0
八		01	長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務による脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止（心臓性突然死を含む。）若しくは解離性大動脈瘤又はこれらの疾病に付随する疾病	1	4	22	5	3	1
			（脳血管疾患）		(2)	(17)	(4)	(2)	(1)
			（虚血性心疾患等）	(1)	(2)	(5)	(1)	(1)	
九		01	人の生命に関わる事故への遭遇その他心理的に過度の負担を与える事象を伴う業務による精神及び行動の障害又はこれに付随する疾病	7	22	51	25	6	5
十			前各号に掲げるもののほか、中央労働基準審議会の議を経て労働大臣の指定する疾病	0	0	0	0	0	0
		01	超硬合金の粉じんを飛散する場所における業務による気管支肺疾患						
		02	亜鉛黄又は黄鉛を製造する工程における業務による肺がん						
		03	ジアニシジンにさらされる業務による尿路系腫瘍						
十一		01	その他業務に起因することの明らかな疾病	0	0	2	0	0	0
			［じん肺症患者に発生した肺がん］2003年度以降第五号へ移行						
			［非災害性脳血管疾患］2010年度以降第八号へ移行						
			［非災害性虚血性心疾患等］2010年度以降第八号へ移行						
			［精神障害等］2010年度以降第九号へ移行						
			合計	201	196	736	312	87	72
			A:具体的列挙規定に係る業務上疾病の合計	200	196	732	310	86	72
			B:包括的救済規定に係る業務上疾病の合計	1	0	4	2	1	0
			A/（A+B）	99.5%	100%	99.5%	99.4%	98.9%	100%

31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	合計
鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	
(1)	(3)	(16)	(43)	(15)	(1)	(3)	(9)	(1)	(29)	(1)	(9)	(5)	(4)	(3)	(8)	(1)	(607)
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	6
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
1	0	3	2	1	1	1	3	2	6	0	3	1	3	1	2	1	194
(1)		(2)	(2)		(1)		(2)	(2)	(2)		(3)		(1)	(1)	(2)	(1)	(113)
		(1)		(1)		(1)	(1)		(4)			(1)	(2)				(81)
0	0	3	16	4	2	4	4	3	23	7	8	7	16	2	5	8	608
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
																	2
																	0
																	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
																	0
																	0
																	0
																	0
25	45	159	261	105	110	94	130	83	394	62	143	138	118	124	109	96	9,375
22	45	158	261	105	110	94	130	83	394	58	143	138	118	124	108	95	9,302
3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	1	1	73
88.0%	100%	99.4%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	93.5%	100%	100%	100%	100%	99.1%	99.0%	99.2%

［19頁から続く］届出件数と公表件数は同じ数字である（2014年分以降の「届出件数」は得られていない。「公表件数」と「補償件数」については表2-1から表2-4参照）。疾病分類別のデータで比較してみると、2010年は452件、2011年は487件、2012年は373件、業務上の負傷に起因する疾病から非災害性腰痛に振りえていることが確認できる（2010年分は化学物質等 分は化学物質等による疾病からその他業務に起因する疾病にも5件振り替え）。2013年分は、「届出件数」として公表される段階ですでに操作が行われているのかもしれない。

なお、厚生労働省は、毎年6月頃に前年度分の「過労死等（以前は「脳・心臓疾患と精神障害」）の労災補償状況」及び「石綿による疾病に関する労災保険給付などの請求・決定状況（速報値）」、12月頃に後者の「確定値」及び「石綿ばく露作業による労災認定等事業場」を公表している。これらは、他と区別して特別の「処理経過簿」の作成を指示して、集計・公表されている職業病である。

なお、厚生労働省ホームページ「安全衛生関係統計・災害事例」には、全般など－「労働災害発生状況」、「業務上疾病発生状況調査」、「労働安全衛生特別調査」、「労働災害動向調査」のほか、個別分野－「熱中症による死亡災害発生状況」（2006～12年分のみ）、「酸素欠乏症・硫化水素中毒による労働災害発生状況」、「石綿の除去作業等に係る計画届及び監督指導等の件数」、「化学物質による労働災害発生状況」、「技能講習の登録機関及び修了者数」、「心理的な負担の程度を把握するための検査実施状況」も掲載されるようになっている。

● 労災保険事業年報

前述のとおり、厚生労働省ホームページ（厚生労働統計一覧）に「労災保険事業月報」及び「労働者災害補償保険事業年報」が掲載されるようになった。これも基本的な統計データであり、全国安全センターでは労災保険法施行以来の事業年報（古いものはコピー）を備え付けている。ホームページ上では、2005～14年度分について「労働者災害補償保険事業の概況」、2015年度分以降については年報の全文がPDFで、また、2009年度分以降について「保険給付等支払状況」がエクセルファイルで入手できるようになっている。

表1（年別全国）及び表8（都道府県別）に示した基本情報は、これらによって確認できる。詳しくは、以下のとおりである。

労災保険適用事業場数、労災保険適用労働者数は、年報の第1-2表（適用状況〔合計〕（都道府県別））。労災保険新規受給者数、障害（補償）給付一時金新規受給者数、遺族（補償）給付一時金新規受給者数、葬祭料（葬祭給付）受給者数は、「都道府県別、保険給付支払状況（業務災害+通勤災害+二次健康診断等給付）」エクセルファイル。死亡災害発生状況と死傷災害発生状況は、既出の情報源（前述のような公表データの変更があったために、表1の2012年以降の数字及び表8では、労働者死傷病報告による死傷災害発生状況の数字を示してある）。障害（補償）年金、傷病（補償）年金、遺族（補償）年金の新規受給者及び年度末受給者数は、各々、年報第7-10表（障害補償年金受給者数（都道府県別、等級別））、年報第7-15表（傷病補償年金受給者数（都道府県別、等級別））、第7-13表（遺族補償年金受給者数（都道府県別、新規受給者数は年金新規と前払一時金新規を合算）によっている。

● 毎月勤労統計不適切調査の影響

2019年に毎月勤労統計調査で不適切な調査が行われていたことが発覚して、過去に支給した労災保険給付についての追加調査等が必要になった（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03463.html）。追加調査は、2019年4月以降、とりわけ2020年度に集中して行われた模様である。2020年度、労災保険新規受給者数は既出のとおり653,355人（前年度687,455）だったのに対して、葬祭料・葬祭給付受給者数6,868人（2,671人）、障害（補償）一時金受給者数45,674人（19,235人）、遺族（補償）一時金受給者数1,764人（833人）といずれも、大幅に増加している一方で、給付金額はそれほど変わっていない。2020年度に集中的に行われた追加給付の件数が含まれている結果とのことである。